官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一七八～一一八五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一八六～一一八八）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一八九～一一九一）　一〇
○東京国際空港及び利尻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一一一九）　一一
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件（同一一一〇）　一三
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　一四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒処分・公示送達関係　一五
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

その他告示

○財務省告示第二百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第488回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,145,400,000,000円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,948,308,350,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で197,091,650,000円

(2)　非競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で165,000,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で654,000,000,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　2,145,061,525,000円

(2)　非競争入札発行　164,973,600円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　653,895,360,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年９月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円95銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円98銭４厘
12　利率	年1.7％
13　初期利子	令和９年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和10年９月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和８年９月１日

○財務省告示第二百七十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）（第187回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,915,400,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で996,659,600,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で918,740,400,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で208,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で583,700,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で220,800,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,912,230,770,000円
⑵　非競争入札発行	207,646,400円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	582,707,710,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	220,424,640,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年９月９日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円83銭
12　利率	年2.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{81}{365}$

14　初　期　利　子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和13年６月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年９月９日

○財務省告示第二百八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第383回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,989,600,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で298,687,750,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で707,849,100,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で983,063,150,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で3,043,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で607,300,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で21,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	1,945,057,540,000円
⑵　非競争入札発行	2,974,836,800円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	593,696,480,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	20,822,880,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年９月２日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき97円64銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき97円76銭
12　利　　率	年2.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{74}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和18年６月20日

17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年９月２日

○財務省告示第二百八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第197回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で532,100,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で106,872,300,000円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で42,647,100,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で382,580,600,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で167,400,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	522,774,750,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	164,470,500,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	393,000,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年９月16日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円10銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円25銭
12　利　率	年3.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{88}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和28年６月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年９月16日

○財務省告示第二百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第91回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で456,200,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で229,463,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で226,736,300,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で143,400,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で54,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	451,296,550,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	141,865,620,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	53,916,850,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年９月４日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円65銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円93銭
12　利率	年4.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{4.0}{100}$×$\frac{76}{365}$
14　初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{4.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和38年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年９月４日

○財務省告示第二百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第19回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　利回り競争入札発行	額面金額で299,700,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で145,159,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で154,540,450,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で25,300,000,000円
7　払込金額	
⑴　利回り競争入札発行	280,788,930,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	23,703,570,000円

8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年９月30日
11	発行価格	額面金額100円につき93円69銭
12	利率	年3.8％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{10}{365}$
14	初期利子	令和９年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和48年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年９月30日

○財務省告示第二百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第483回及び第488回）、利付国庫債券（５年）（第157回、第158回、第159回、第160回、第161回、第162回、第163回、第165回、第166回、第168回、第171回及び第172回）、利付国庫債券（10年）（第350回、第351回、第353回、第354回、第356回、第359回、第360回及び第361回）及び利付国庫債券（20年）（第97回、第101回、第102回、第103回、第104回、第105回、第106回、第109回、第110回、第113回、第114回、第116回、第117回、第118回、第120回、第123回及び第124回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で697,900,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	687,158,995,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年９月11日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)}\times\text{残存年数}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年９月10日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年９月11日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（２年）（第483回）	1.4％	令和10年４月１日	26,500,000,000円
利付国庫債券（２年）（第488回）	1.7％	令和10年９月１日	273,700,000,000円
利付国庫債券（５年）（第157回）	0.2％	令和10年３月20日	8,100,000,000円
利付国庫債券（５年）（第158回）	0.1％	令和10年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（５年）（第159回）	0.1％	令和10年６月20日	12,400,000,000円
利付国庫債券（５年）（第160回）	0.2％	令和10年６月20日	3,300,000,000円

利付国庫債券（５年）(第161回)	0.3％	令和10年６月20日	10,800,000,000円
利付国庫債券（５年）(第162回)	0.3％	令和10年９月20日	700,000,000円
利付国庫債券（５年）(第163回)	0.4％	令和10年９月20日	57,100,000,000円
利付国庫債券（５年）(第165回)	0.3％	令和10年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（５年）(第166回)	0.4％	令和10年12月20日	9,500,000,000円
利付国庫債券（５年）(第168回)	0.6％	令和11年３月20日	5,600,000,000円
利付国庫債券（５年）(第171回)	0.4％	令和11年６月20日	5,200,000,000円
利付国庫債券（５年）(第172回)	0.5％	令和11年６月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第350回)	0.1％	令和10年３月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第351回)	0.1％	令和10年６月20日	2,400,000,000円
利付国庫債券（10年）(第353回)	0.1％	令和10年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（10年）(第354回)	0.1％	令和11年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第356回)	0.1％	令和11年９月20日	74,100,000,000円
利付国庫債券（10年）(第359回)	0.1％	令和12年６月20日	11,100,000,000円
利付国庫債券（10年）(第360回)	0.1％	令和12年９月20日	16,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第361回)	0.1％	令和12年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第97回)	2.2％	令和９年９月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第101回)	2.4％	令和10年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第102回)	2.4％	令和10年６月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第103回)	2.3％	令和10年６月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第104回)	2.1％	令和10年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第105回)	2.1％	令和10年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第106回)	2.2％	令和10年９月20日	6,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第109回)	1.9％	令和11年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第110回)	2.1％	令和11年３月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第113回)	2.1％	令和11年９月20日	7,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第114回)	2.1％	令和11年12月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第116回)	2.2％	令和12年３月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第117回)	2.1％	令和12年３月20日	7,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第118回)	2.0％	令和12年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第120回)	1.6％	令和12年６月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第123回)	2.1％	令和12年12月20日	12,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第124回)	2.0％	令和12年12月20日	2,100,000,000円

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第364回、第365回、第370回、第379回、第380回、第381回及び第382回)、利付国庫債券（20年）(第130回、第131回、第132回、第134回、第135回、第136回、第137回、第139回、第140回、第144回、第145回、第146回、第147回、第148回、第149回、第151回、第152回、第153回、第154回、第155回、第156回及び第158回)及び利付国庫債券(30年)(第７回、第11回、第14回、第17回、第18回、第20回、第22回、第23回、第24回、第25回及び第26回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で649,100,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	592,448,233,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年９月28日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）
16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年９月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和８年９月28日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第364回）	0.1％	令和13年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第365回）	0.1％	令和13年12月20日	52,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	14,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第379回）	1.5％	令和17年６月20日	80,100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第380回）	1.7％	令和17年９月20日	58,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第381回）	2.1％	令和17年12月20日	14,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第382回）	2.4％	令和18年３月20日	92,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	8,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	31,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	14,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第146回）	1.7％	令和15年９月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第147回）	1.6％	令和15年12月20日	12,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第148回）	1.5％	令和16年３月20日	15,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第149回）	1.5％	令和16年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第151回）	1.2％	令和16年12月20日	300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第152回）	1.2％	令和17年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3％	令和17年６月20日	8,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第154回）	1.2％	令和17年９月20日	7,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第155回）	1.0％	令和17年12月20日	30,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	36,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第158回）	0.5％	令和18年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	5,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第11回）	1.7％	令和15年６月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第14回）	2.4％	令和16年３月20日	20,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第17回）	2.4％	令和16年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第20回）	2.5％	令和17年９月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第22回）	2.5％	令和18年３月20日	17,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第23回）	2.5％	令和18年６月20日	23,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第24回）	2.5％	令和18年９月20日	20,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第25回）	2.3％	令和18年12月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第26回）	2.4％	令和19年３月20日	10,000,000,000円

○財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年九月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第487回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で20,039,900,000円
6	払込金額	20,059,939,900円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年９月８日
10	発行価格	額面金額100円につき100円10銭
11	利率	年1.5％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{38}{365}$
13	初期利子	令和９年２月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和10年８月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年９月８日

○財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年九月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）（第187回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で7,198,350,000円
6	払込金額	7,230,742,575円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年９月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円45銭
11	利率	年2.2％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{82}{365}$
13	初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和13年６月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年９月10日

○財務省告示第二百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年九月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第383回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で22,754,200,000円
6	払込金額	22,599,471,440円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年９月８日
10	発行価格	額面金額100円につき99円32銭
11	利率	年2.7％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{80}{365}$
13	初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。

15	償還期限	令和18年６月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年９月８日

○財務省告示第二百八十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第195回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で141,728,540,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年９月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.71％
10	初期利子	令和９年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.71}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和11年９月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年９月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年９月15日から令和10年３月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年３月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年３月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百九十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第185回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で599,658,320,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年９月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年2.06％
10	初期利子	令和９年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.06}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和13年９月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年９月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店

16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年９月15日から令和10年３月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年３月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年３月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百九十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第197回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で331,521,960,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年９月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.87％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和９年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.87}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和18年９月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和８年９月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年９月15日から令和10年３月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年３月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年３月15日から令和９年９月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年３月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

○国土交通省告示第千二百十九号

東京国際空港及び利尻空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条及び第五十五条の二において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空灯火の種類及び名称、航空灯火の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空灯火の種類及び名称	航空灯火の位置及び所在地	期日
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	飛行場灯火 東京国際空港照明施設	東京国際空港内及びその周辺 東京都大田区及び江東区	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十一月二十六日
北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目	飛行場灯火 利尻空港照明施設	利尻空港内 北海道利尻郡利尻富士町	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十月十五日

二　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後			
（東京国際空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北北東約千二百五十メートルの位置、北北東約二千四百二十メートルの位置、北東約三千百十メートルの位置、東約三千三百十メートルの位置、東約五千百三十メートルの位置、東南東約千六百五十メートルの位置、東南東約三千九百九十メートルの位置及び北北西約七百十メートルの位置
（利尻空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路25側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

変更前			
（東京国際空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
飛行場に係る灯火			
航空灯火	灯質	光度	配置等
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の北約千六百八十メートルの位置、北北東約二千四百二十メートルの位置、北東約三千百十メートルの位置、東約三千三百十メートルの位置、東約五千百三十メートルの位置、東南東約千六百五十メートルの位置、東南東約三千九百九十メートルの位置及び北北西約七百十メートルの位置
（利尻空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路25側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万カンデラ
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ
		最大二十カンデラ
誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ

着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル	
滑走路の未端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間		
滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル		
過走帯の未端		
誘導路の両外側及びエプロンの外側		
誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口		
誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上		

進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万千カンデラ、航空赤二千七百カンデラ
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白五千八百カンデラ、航空赤千二百カンデラ
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ
誘導路灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大七カンデラ
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ

着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路の未端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間	
滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル	
過走帯の未端	
誘導路の両外側及びエプロンの外側	
誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上	

○国土交通省告示第千二百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項の規定において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

指定番号	名称	住所	
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			

改正前

指定番号	名称	住所	
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			

附　則

この告示は、令和八年十月十四日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６６７号

神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目12番21－301号

債務者　大迫　優太

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４０号

神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目11番２－201号

債務者　雨貝　知剛

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　泰樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８５６号

大阪市生野区小路東２丁目10番２号　リヴェール小路　６Ｃ号

債務者　池田　政美

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６号

和歌山市毛見228番地

債務者　伊藤　正一

1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４７号

和歌山市毛見228番地

債務者　伊藤　泰民子

1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４６３号

さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地68　ソレイユ大宮　108号

債務者　上原　善行

1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７１号

埼玉県朝霞市大字浜崎656番地の１　クリード朝霞

債務者　髙柳　悦美

1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６１号

相模原市南区大野台５丁目８番23号　国木ハイツ316

債務者　伊東　好美

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　秦吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３２２号

奈良県生駒市辻町172番地３

債務者　池嶋　三賀

1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４２号

奈良県吉野郡東吉野村大字三尾278番地

債務者　白くま整体こと　屋敷　裕二

1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第４７号

熊本県八代市古城町3009番地12

債務者　原本　京介

1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１９７４号

札幌市東区北22条東16丁目１番10―1001号

債務者　小林　康雄

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　知則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１８号

埼玉県深谷市上柴町西３丁目７番地８　上柴町西ロータスＳ　Ｂ棟

債務者　山本　成哉

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９９号

釧路市若竹町７番122号　若竹団地ＤＨ８－122号室、前住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目３番14号

債務者　喫茶モカこと　前山　牧子

1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５９５号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－５－106、旧住所埼玉県上尾市壱丁目東21番地60

債務者　菅野日登美

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄田　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７０号

名古屋市中区新栄３丁目22番25号　コートアクシス新栄402号

債務者　ＳＵＥこと　福田　祐介

1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７８号
愛知県知多市大草字大瀬92番地の11
債務者　ａ－ａｓｓｉｓｔこと　青木　剛弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　佳介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８８１号
京都市山科区四ノ宮垣ノ内町23番地37
債務者　鍵田　　守
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８２号
京都市山科区四ノ宮垣ノ内町23番地37
債務者　鍵田真由美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２１号
佐賀市久保泉町大字上和泉1237番地１
債務者　石橋　慎司
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３４号
佐賀県小城市三日月町樋口1003番地26
債務者　松尾　和成
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１４３号
愛知県小牧市大字間々410番地１　グランキャッスル302号、従前の住所愛知県犬山市大字橋爪字花ノ木３番地１
債務者　Ｃｏｍｐａｓｓこと　城山　　浩
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿谷　史枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３４号
名古屋市中村区草薙町３丁目27－４、住民票上の住所愛知県丹羽郡大口町余野４丁目206番地
債務者　福島　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横地　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５号
熊本県山鹿市方保田1584番地　ツインコーポＢ102号
債務者　稲田　明弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田晃一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
埼玉県越谷市南町１丁目17番38号　モリサンビル208
債務者　三浦　真一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　武司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
鳥取県日野郡日野町野田246番地11
債務者　ぺっとさろん　ミリ　こと　山崎支央里
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　克一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２６４号
佐賀市久保泉町大字川久保3741番地１　キャッスル川久保205、前住所福岡県北九州市八幡西区瀬板２丁目６番８号
債務者　元　　貴龍
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８号
静岡市駿河区登呂４丁目19番７－204号
債務者　板橋めぐみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　泰介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２号
熊本県上天草市姫戸町二間戸4007番地
債務者　田中　真二
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第１７７７号
札幌市東区北44条東２丁目４番15号　麻生アパートメント203号
債務者　木住野温雄
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　康紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７７号
福井県鯖江市杉本町38－６、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字横浜ヘ57番地18
債務者　福島　　俊
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３２号
愛知県春日井市勝川町８丁目３番地22　パビリオンかちがわ407号
債務者　ハイルング癒しこと　坂口　昭男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３９号
さいたま市見沼区東大宮６丁目73番地11　ハイマート東大宮203号、旧住所さいたま市見沼区東大宮１丁目93番地３　メゾンドゥシェルブール101号
債務者　髙橋　岳彦
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３８号
北海道空知郡上富良野町西２線北25号
債務者　宮下　吉勝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　祐大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６１号
山形県鶴岡市日出一丁目14番36―４号
債務者　加藤　雅浩
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１０４１号
愛知県春日井市追進町２丁目112番地　カームリー203号
債務者　宮田　浩平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４２号
愛知県春日井市追進町２丁目112番地　カームリー203号
債務者　宮田　里奈
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１４号
埼玉県越谷市蒲生１丁目３番44号　フローラル越谷Ａ棟101
債務者　江川　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　征吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７７号
福岡市城南区鳥飼７丁目２番14―706号　エステートモア鳥飼
債務者　稲月　秀雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６９号
北海道小樽市稲穂４丁目６番３号　ミニハウス201号室
債務者　伊勢由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６８号
青森県三沢市松園町１丁目14番３号　高見住宅Ｆ号
債務者　久保　未帆
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第６８号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢56番地１
債務者　荒谷　満好
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２６０号
茨城県つくば市谷田部1433番地２　サンライフＡ棟102号、前住所埼玉県越谷市西方２丁目８番地１　メゾンビターⅡ205
債務者　日髙　栄子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１号
栃木県真岡市亀山３丁目９番地４、前住所栃木県宇都宮市江曽島２丁目１番４号第２ひさごハイツ202
債務者　宮川　桃花（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第４５５号
新潟市西蒲区仁箇898番地１、住民票上の住所新潟市西蒲区松野尾2926番地
債務者　山本　勝江
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４０号
富山県高岡市京田442番地　グラン・エクシード101号
債務者　ＬＥＥ　ＪＥＯＮＧＫＷＯＮ　李　正權
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第５２号
福井県敦賀市中央町２丁目10番22―305号　セントラルヨーコー
債務者　海津　達朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４５号
岐阜県可児市禅台寺６丁目79番地
債務者　残間由里子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５１号
岐阜県可児市土田5231番地１　プレステージ105、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1148番地　コーポオリエンタルＢ205
債務者　河野　孝一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第１６８号
静岡県富士市蓼原1075番地の３　レオニズ201号
債務者　松田　哲幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８９号
静岡県富士宮市小泉1940番地の２
債務者　惟村　愛里咲
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２００号
静岡県富士宮市小泉1393番地の１　メゾンミツムロＦ101
債務者　瀧　　二郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市北堀江２丁目８番33号、住民票上の住所三重県鈴鹿市林崎一丁目17番29号（前住所）三重県四日市市朝明町2489番地１　M’ｓⅡ－108
債務者　岩本　直美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０９号
三重県鈴鹿市池田町898番地の59
債務者　瀬古さおり
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２５号
三重県鈴鹿市磯山三丁目３番５号　アメージングエステート３Ｆ、前住所三重県鈴鹿市野辺二丁目16番23号
債務者　中村　耀太朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市立花町２丁目17番14号　富士マンション　302
債務者　岡田　悠里
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市老松町12番16号
債務者　黒川　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０２号
兵庫県姫路市四郷町山脇678番地
債務者　大谷　幸男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市四郷町山脇678番地、従前の住所兵庫県姫路市網干区大江島445番地５
債務者　河野　重嘉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目11番６号
債務者　岩本　晃代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
広島県呉市三条１丁目４番17―201号
債務者　石井　恭平
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１０号
広島県呉市和庄２丁目２番12―303号
債務者　山方　一三
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２３２号
広島県福山市大門町津之下280番地１　品川コーポ125号
債務者　白川　将人
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２６７号
愛媛県松山市朝生田町７丁目13番27号
債務者　中川　昭則
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
大分県中津市寺町988―１　つたの苑、住民票上の住所大分県中津市大字北原785番地
債務者　佐藤　徳幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第９１号
大分県中津市大字角木182番地１　ＮＹボンジュールⅢ棟　101号室
債務者　葉金　みく
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１００号
大分県中津市大字上如水356番地１　ハーモニーライフⅣ　202、前住所大分県別府市大字内竈2933番地の４
債務者　小野ヤーナ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８７号
沖縄県うるま市石川一丁目50番31号　リバーストーン301号室
債務者　久高　静海
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
福島県郡山市並木一丁目21番地の115
債務者　伊藤フミ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
福島県郡山市安積町荒井字北大部５番地の２スカイコート203号
債務者　鈴木　啓介
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
福島県郡山市安積町荒井字北大部５番地の２スカイコート203号
債務者　鈴木　陽子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
福島県郡山市東原二丁目153番地　シニアホームわかば
債務者　小松夕美(法定代理人保佐人高野正幸)
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地12―204
債務者　長谷川俊子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３６号
京都市北区紫竹東高縄町39番地４　M＆S北山ビル202号
債務者　髙橋ひろ子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８０号
京都市右京区太秦御所ノ内町７番地46　エクサージュ嵯峨野　103号室
債務者　廣政　豪一
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８８号
京都市西京区嵐山茶尻町27番地１
債務者　田中　勝生
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
京都市西京区嵐山茶尻町27番地１
債務者　田中美砂子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字墓尾１番地
債務者　杉井　惠子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４４号
京都府八幡市男山笹谷５番地―D13―304
債務者　山本　理乃（旧姓木村）
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５１号
京都市左京区岩倉南平岡町64番地　ハピネス岩倉南　108号
債務者　倉野とし子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１４号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町20番地１　瀬戸畑ハイツ　101号
債務者　細川美代子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２０号
京都市右京区西院東貝川町77番地　スクリーン77　302号室
債務者　大森　拳正
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１５５号
京都府長岡京市今里細塚18番地１
債務者　千阪　博史
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０号
福岡県行橋市北泉２丁目26番46号
債務者　中谷　順子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８９号
福岡県行橋市南大橋４丁目７番24号
債務者　金井　美香（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第９８号
福岡県行橋市西宮市２丁目14番13号　清山荘21、前住所福岡県行橋市大字中津熊337番地８
債務者　菊地　梨央奈
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１５６２号
東京都立川市羽衣町１丁目19番１号フォーレスト301号
債務者　中津　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７６号
東京都狛江市和泉本町３丁目１番８―306号
債務者　大西さゆり
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目173番地　ビレッジハウス境松１―202号
債務者　矢野　エリアネ　サトウこと　ＳＡＴＯ　ＩＡＮＯ　ＥＬＩＡＮＥ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第１１８号
栃木県足利市大久保町893番地１　サニーヒル友秀Ｂ、前住所栃木県佐野市富岡町228番地16
債務者　横山　拓巳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３５２号
東京都府中市是政３丁目28番地の６川辺様方
債務者　増田左知子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2211番地の２
債務者　米田公美子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第７８号
山口市秋穂東1070番地１
債務者　山田　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
山口県防府市大字下右田820番地の３　グランヴィレッジ201
債務者　難波　竜太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９３号
山口県美祢市美東町綾木3132番地３
債務者　山田　直美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９４号
山口県防府市大字高井123番地　グランドュール203、前住所山口県防府市大字下右田635番地の１
債務者　矢高　貴則
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０２号
山口県防府市大字田島1351番地の２
債務者　内田　純也
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
山口県防府市清水町23番23号　オ・クレールⅠ201、前住所山口県防府市石が口３丁目18番45号
債務者　淺田　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
青森市中央４丁目14番25号
債務者　太田　　諭
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５４号
島根県松江市西川津町4274番地　ツインパレスＡ103
債務者　大島　正巳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２５号
山口県宇部市西梶返３丁目３番11―101号
債務者　宮本寿々奈
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第３０号
熊本県天草市倉岳町棚底850番地３　大原団地102号
債務者　西澤　昭太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第９９４号
広島県廿日市市平良１丁目14番11―202号
債務者　酒井　直幸
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
北海道苫小牧市桜木町３丁目12番14号　エルム桜木Ⅰ　101
債務者　濱野さつき
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６３８号
札幌市北区新琴似８条12丁目４番21号
債務者　小笠原達也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３４号
札幌市手稲区富丘１条７丁目10番５号　クレール富丘101号
債務者　石井　照惠
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５１号
札幌市西区二十四軒１条６丁目８番10―101号
債務者　勝山　敬太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７３号
札幌市西区宮の沢３条４丁目10番３号　ラポール宮の沢203号
債務者　生駒　信一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９３号
札幌市中央区南２条西10丁目1000番地４　ＫＤＸレジデンス大通公園1302号
債務者　田中　郁子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０２号
北海道江別市上江別西町14番地の２　ハイツ幸建206号
債務者　仲村　浩幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１号
岩手県九戸郡九戸村大字山屋第３地割128番地１
債務者　野辺地春男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第４２号
福島県いわき市四倉町字和具129番地　ヴィラ・ワカサＢ
債務者　新妻　義浩
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１６１号
福島県いわき市自由ケ丘26番地の１　八百真マンション自由ケ丘Ａ102
債務者　北條　博之
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１７６号
福島県いわき市小名浜君ケ塚町16番地の４
債務者　児玉有希江
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８３号
福島県いわき市郷ケ丘一丁目５番地の９
債務者　金子壯一郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８５号
福島県いわき市平赤井比良二丁目20番地　県営住宅５－３
債務者　山本　成利
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８６号
福島県いわき市平上荒川字桜町50番地の４　オーシャンハイツ107
債務者　飯高　春好
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１７６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4577番地２、前住所東京都台東区竜泉３丁目31番11―1004号ＯＲＳＵＳ三ノ輪
債務者　宮澤　真賢
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２１７号
埼玉県川口市芝１丁目37番17号　バシャール芝201号
債務者　磯　　香織
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７２号
埼玉県川口市芝西１丁目２番28号　ソフィア202号
債務者　宮腰　丈治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８６号
埼玉県蓮田市綾瀬24番11号　県営住宅109号
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８７号
埼玉県蓮田市綾瀬24番11号　県営住宅109号
債務者　河野　和博（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－５－106、旧住所埼玉県上尾市壱丁目東21番地60
債務者　菅野　博充
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目９番地５　グランドソレイユ301号室
債務者　矢島　　翼
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
埼玉県熊谷市上之1403番地１　フィオーレ櫻井203号室
債務者　道濟　桃歌（旧姓秋山）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４８号
埼玉県熊谷市西野202番地５
債務者　近藤　利夫
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７０号
千葉県銚子市植松町6224番地の２
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９０号
千葉県大網白里市北飯塚258番地８
債務者　西川　侑輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７２８号
横浜市青葉区美しが丘西１丁目８番地24
債務者　鎌田俊之介
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００８号
横浜市鶴見区下末吉４丁目19番１号　ラ・テラス下末吉Ｃ
債務者　佐々木美里（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１０８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2337番地４　ヴィラ萩園205号室
債務者　木村　菜那
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３－601号
債務者　西山　　淳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４４号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目１番27号　ジェントリーヒル湘南103
債務者　塩手　侑佳（旧姓石橋）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７４号
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　木村　正男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３００号
横浜市泉区和泉町7405番地８　パレスイズミ102号
債務者　佐藤　丈教
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４９号
川崎市宮前区有馬２丁目11番６―203号　藤和シティーコープ宮前平Ⅱ
債務者　鈴木　千尋
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７０号
川崎市川崎区昭和１丁目２番３号　フルール105
債務者　伊東　尚美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
相模原市南区東林間２丁目20番17号　スターダスト相模301
債務者　傳法　茉結
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４１号
相模原市中央区矢部３―16―15―２、住民票上の住所相模原市中央区南橋本２丁目５番24―303号
債務者　鎌田ひなの
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６２号
相模原市中央区矢部２丁目20番18号　グレースハイツ201
債務者　佐々木由佳里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６７号
相模原市中央区田名5513番地11　フランブリーズ205号
債務者　太田　愛梨（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４７２号
相模原市中央区中央４丁目８番11号　みらいえ相模原中央
債務者　満田千鶴子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１４９号
新潟県長岡市百束町1602番地、前住所新潟県上越市安江２丁目15番３号　プリマヴェーラ上越　301号
債務者　西山　　栄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
新潟県長岡市成沢町604番地
債務者　樺澤　勝広
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
愛知県岩倉市東新町燈明庵１番地　岩倉団地37棟402号
債務者　古田　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字南田辺82番地27
債務者　長岡　大貴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第８２６号
大阪府高石市綾園３丁目５番10号
債務者　坂口　純一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９８号
大阪府富田林市高辺台一丁目５番502―504号
債務者　棟重　　透
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４０号
大阪府富田林市若松町二丁目３番８号（401）
債務者　出口　幸香
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４７号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目１番16―403号　コーポ古市
債務者　辻本　康貴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５０２号
大阪府和泉市光明台一丁目34番80号
債務者　泉　　淳詞
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１６号
大阪府岸和田市別所町３丁目30番23―107号
債務者　田北ゆかり（旧姓喜澤）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
大阪府岸和田市春木泉町１番16―201号
債務者　野村美喜子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３９号
大阪府泉大津市曽根町２丁目12番26号　モアクレスト藤原Ａ―205
債務者　梅本　隆一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５０号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―915号、前住所徳島市新南福島１丁目３番５号　福島ハイツ101号
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
大阪府泉佐野市鶴原280番地　見出住宅（７―103）、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―418号
債務者　吉田　瑞代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番119―306号
債務者　林　　竜也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５５号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地　９棟303号
債務者　石橋　彰子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
大阪府泉佐野市日根野4500番地の６
債務者　住吉　香代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６０号
大阪府岸和田市沼町17番１号
債務者　居酒屋ひろべえこと　阿児　　弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
大阪府貝塚市堤１丁目26番10―206号
債務者　岡元　武成
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―1201号
債務者　八塚　元治
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―1201号
債務者　八塚　房子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６９号
大阪府泉大津市式内町11番11―３号
債務者　本山　宏輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７０号
大阪府阪南市舞４丁目15番３号
債務者　小川　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
大阪府和泉市鶴山台二丁目２番10―508号
債務者　石島　幸果
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７６号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―615号
債務者　桑原　良輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
高知市大津乙127番地７
債務者　有瀬さなえ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３６号
福岡県久留米市荒木町荒木1147番地６
債務者　上瀧　真衣（旧姓野田）
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６３号
福岡県久留米市西町551番地16　スペースフォー101号
債務者　鹿野　幸男
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６７号
福岡県久留米市上津町2228番地110　ヒッコリーリッジ弐番館104号
債務者　佐藤真由美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６８号
福岡県久留米市野中町1132番地４　タウニー湯の坂202号、前住所福岡県久留米市通東町２番地14　マルホビル405号
債務者　岡本　征子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６９号
福岡県久留米市野中町1132番地４　タウニー湯の坂202号、前住所福岡県久留米市通東町２番地14　マルホビル405号
債務者　岡本　憲明
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７３号
福岡県久留米市花畑２丁目14番地３　ハイラーク花畑駅前108号
債務者　平田　清佳
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１０５号
長崎県大村市黒丸町352番地６
債務者　藤原ヒロ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
北海道帯広市東10条南９丁目１番地14
債務者　松井工業こと　松井　潤一
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
静岡県沼津市東椎路385－１　西濃運輸株式会社沼津支店内、申立時の住所静岡県沼津市沼北町一丁目１番30－２号
債務者　網野　優貴（旧姓梶山）
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４２５号
愛知県刈谷市半城土町北十三塚７番地１　ソシア十三塚104号
債務者　中本　和枝
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５７号
愛知県豊田市神田町２丁目５番地６　ファンタジアＴ’Ｓ　304号
債務者　本間　麻美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台５丁目14番６号
債務者　番　　智春
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第５０号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野276番地８　ブレインマンションＫＯＭＯＮＯ103号室
債務者　山内　　憲
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
奈良市朱雀五丁目２番地の２　平城朱雀第１住宅36―103
債務者　杉田　舞香
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５４号
奈良県生駒市新旭ケ丘８番13号　ルチルヴェーラ生駒102
債務者　辻本　恒太
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１７号
奈良県香芝市磯壁三丁目94番地１　ベルドミール香芝60Ｃ号
債務者　齊藤ひろみ
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
香川県さぬき市志度628番地５
債務者　行安あや子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７１号
香川県高松市林町1352番地１　パルガーデン中央インターⅡ　103号室、住民票上の住所岡山県倉敷市帯高177番地９
債務者　三宅　紗也果
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８４８号
堺市堺区中安井町１丁１番４号　ハイムラペ207号
債務者　中尾　瑠希
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１８号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口　博己
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１９号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口　初美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２０号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口明日圭
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４６号
堺市堺区香ヶ丘町４丁４番23号　ワコーハイツＡ棟101号
債務者　江口　孝子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５２号
大阪府羽曳野市軽里３丁目２番２号　ヴェルデ　東　202号
債務者　脇黒丸好美（旧姓德澤）
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺1337番地２
債務者　佐野　育代
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９９号
香川県丸亀市郡家町2364番地１レオパレスプラビエ103号、前住所大阪府大阪市城東区新喜多東一丁目８番７号
債務者　中谷　優花
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１０１号
香川県善通寺市弘田町1705―８アールコフレ善通寺102号、申立時の住所・住民票上の住所香川県善通寺市中村町1444番地１
債務者　佐野　　蓮
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１１８号
香川県坂出市府中町5001番地９県営坂出府中団地１棟602号、前住所香川県綾歌郡綾川町萱原64番地７
債務者　植原　　守
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２３６号
佐賀市嘉瀬町大字荻野79番地２　三喜アパート103
債務者　畑中　康成
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９３号
佐賀県多久市北多久町大字小侍301番地56
債務者　八並　啓玄
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８１号
福島県二本松市若宮二丁目165番地７安斎アパート101号
債務者　武藤　ちよ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１７３号
福島県いわき市錦町鳥居東64番地の１　遠藤貸家、従前の住所福島県いわき市錦町古川61番地の12
債務者　森田　彩香
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８７号
福島県いわき市小島町一丁目４番地の３　メゾンサンガーデン103
債務者　佐藤　恵美
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９３号
福島県いわき市小名浜字大道北23番地の40
ソレイユコート102
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５１０号
静岡市葵区南沼上３丁目19番21号
債務者　櫻井　哲也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５７２号
大阪市港区八幡屋２丁目12番１―304号
債務者　近藤商店こと　近藤　太郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９３号
大阪府八尾市安中町８丁目８番３号
債務者　八木菜々花
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６００号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１―101号
債務者　西澤　幸希
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目10番18―304号、前住所大阪市浪速区敷津西２丁目１番26―1002号
債務者　松山　義幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２１９号
大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―105号
債務者　前田　尚久
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２０号
大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―105号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８５号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目７番59号　秀和ハイツ２－Ａ号
債務者　万木　俊裕
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３４号
大阪府大東市御供田１丁目19番27号
債務者　麻田　光美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５９３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番13号　サンロイヤル西田辺506号
債務者　荒川　健司
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２１号
大阪府高槻市古曽部町２丁目12番30―502号
債務者　田中眞次郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８３号
大阪府守口市寺方元町１丁目２番４号　203号室、前住所愛媛県大洲市新谷甲385番地５
債務者　大原　早葵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１９号
大阪府豊中市小曽根４丁目26番21号
債務者　山口　廣美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２０号
大阪府枚方市枚方元町２番26―103号
債務者　酒井　雄飛
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５７号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番21号　ファースト東中島　405号
債務者　濱口　明美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２８号
大阪府寝屋川市香里南之町８番４号(101号)、前住所兵庫県川西市花屋敷２丁目７番１号103
債務者　髙木美登里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３２号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―402号
債務者　寺田佐由里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３８号
大阪府枚方市船橋本町２丁目16番地（410）
債務者　大西　史朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４３号
大阪府枚方市出口３丁目20番１―303号
債務者　日髙　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５７号
大阪市福島区鷺洲２丁目３番23号
債務者　中澤　泰博
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１６号
大阪府豊中市走井１丁目８番10号　102号
債務者　佐々木愛美（旧姓松本）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１７号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号　救護施設　千里寮
債務者　松村　　耕
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４０号
佐賀市長瀬町10番37号　ハイグレード日新102号
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1049番地３
債務者　松尾　文子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
長崎県長崎市布巻町165番地１　三和中央病院
債務者　森口　辰也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７１号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3645番地　第二明月荘304号
債務者　中道　里穂
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９４号
大分市大道町３丁目４番36―402号　パークサイドおおみち通り
債務者　由井絵理子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９号
岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢672番地下苗代沢住宅　１―17号
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８２３号
仙台市青葉区愛子東５丁目14番６号　ルピナスＫ101
債務者　遠藤　涼平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２５号
仙台市宮城野区福室６丁目17番13号　グランコートＡ201、従前の住所仙台市宮城野区燕沢東３丁目13番16号　コーポコーワ３
債務者　五十嵐天翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００５号
仙台市青葉区南吉成３丁目１番地の31　サニーライフ仙台青葉
債務者　安齋　千代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市西沢字上屋敷24番地、前住所秋田県由利本荘市西沢字上屋敷24番地、奈良県奈良市青山三丁目１番地　７―403号、秋田県由利本荘市矢島町川辺字杉沢76番地３
債務者　伊藤　夕子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第３３５号
茨城県小美玉市山野1655番地27　フォンテーヌコーポ２―２
債務者　粕尾　ふじ（旧姓皆藤）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７５号
千葉県長生郡一宮町東浪見6835番地37
債務者　重堂　香織
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
新潟市東区東中野山２丁目１番39号
債務者　桑山　一宏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２２号
新潟市西区五十嵐２の町8473番地56　コーポ旭Ｄ号
債務者　竹内　千絵
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３０号
新潟市西区寺尾西５丁目11番26号　コーポラスオリーブ８号
債務者　佐藤　正道
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３５号
新潟市秋葉区古田３丁目２番２号
債務者　湯田久瑠美（旧姓安田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４０号
新潟市西蒲区中之口1694番地15
債務者　谷川　健彌
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
新潟市東区山木戸６丁目１番１号　マンションジョリイ305号
債務者　鈴木　勝晴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２１号
新潟県五泉市石曽根7858番地９
債務者　村川　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３２号
新潟市西蒲区和納２丁目37番８号
債務者　会田十三九
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３３号
新潟市中央区南出来島２丁目10番11号
債務者　山口　辰郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３５号
新潟市東区松崎１丁目15番10号　ホワイトタウン松崎Ⅲ　205号
債務者　玉木　明広
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４６号
新潟市西区ときめき西１丁目26番地３　グリーンハイツＢ102、前住所新潟市西区青山３丁目２番21号　ダイアパレス青山坂204号
債務者　北條　俊正
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
福井県あわら市大溝一丁目24番19号
債務者　山口　俊美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６号
山梨県富士吉田市上暮地７丁目５番11号
債務者　三浦　美月
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城6033番地１
債務者　矢口　昭八
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１９７号
長野県松本市五常6982番地２
債務者　田所真粧美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０３号
長野県松本市大字惣社591番地４
債務者　三村　智勇
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０４号
長野県松本市大字惣社591番地４
債務者　三村　美恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第７３号
長野県諏訪郡原村13457番地３
債務者　田中　孝江
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第９７号
岐阜県養老郡養老町五日市480番地18、前住所岐阜県養老郡養老町三神町117番地２
債務者　三田　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
岐阜県揖斐郡池田町本郷264番地の１　ＮＯＲＴＨＧＡＲＤＥＮ　ＩＫＥＤＡ２　110、前住所岐阜県揖斐郡池田町片山1100番地　セジュールＮＡＲＵＳＥ　Ｃ204
債務者　平田ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
岐阜県大垣市上石津町乙坂18番地１　リバーサイド養老、（前住所）岐阜県大垣市万石１丁目35番地　パンプキンハウス　107号、（前々住所）岐阜県大垣市三本木２丁目69番地まこと荘
債務者　末村　秀次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
静岡県牧之原市細江2212番地３　ライフピア207
債務者　大石　美晴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７０号
静岡市駿河区西脇790番地の１　アムールハイム　103
債務者　井上　美奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０３号
三重県津市高茶屋六丁目11番46号　奥田ハイツ103
債務者　佐野　あゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２７号
滋賀県蒲生郡日野町大字上野田1181番地　千秀Ⅷ203号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地（前々住所）滋賀県東近江市市子殿町1430番地　メゾン　サンピエル　209号室
債務者　帆士　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市昆陽北１丁目６番７号　吉川文化102号
債務者　秋月　孝雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４８８号
兵庫県加古川市新神野７丁目２番４－706号、従前の住所兵庫県加古川市西条山手２丁目15番10号
債務者　沖　　泰子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９７号
兵庫県加古川市平岡町高畑207番地の１エクセル東加古川弐番館403号
債務者　岳　　義仁
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２２号
兵庫県加古川市別府町西町３番地　クレアハイムベフ202号、従前の住所兵庫県加古川市平荘町養老622番地
債務者　金澤　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２８号
兵庫県高砂市北浜町北脇300番地の５
債務者　利倉　珠貴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３０号
兵庫県姫路市下手野６丁目３番２号　ミストラル下手野205号室
債務者　宮西有希奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５７号
奈良市杏町62番地　カーサベルデ110号
債務者　羽坂　直晃
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７０号
奈良県桜井市大字忍阪356番地の６
債務者　生嶋むつみ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０３号
奈良県橿原市吉田町123番地の１　リバーサイド廣田Ⅰ　203
債務者　谷川　和正
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
奈良県橿原市兵部町８番20号　光栄ハイツ103、前住所大阪府藤井寺市北岡１丁目８番16―202号
債務者　湯村　隆子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
和歌山市ふじと台12番地　シャリエ和歌山大学前ヴェリテ1306号
債務者　山西　璃奈
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１５号
和歌山県岩出市宮53番地の１（204号）
債務者　迫田　凜花
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東４番地の２　ヴィラミューズⅡＡ　102号室
債務者　西籔　真那美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５８号
和歌山市園部637番地　ロイヤルハイツ吉田４Ｆ403号
債務者　奥田　哲也
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７３号
島根県出雲市平田町2031番地３
債務者　赤木　綾音
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５６２号
岡山県倉敷市児島元浜町793番地１　メリーコートＣ棟201号
債務者　小林　　豊
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９２号
岡山県高梁市和田町3947番地　サンベルデ102号室、旧住所岡山県新見市石蟹640番地２
債務者　高瀬　泰一
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３号
広島県福山市内海町口3206番地
債務者　柿木　悦美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２２７号
広島県福山市北吉津町三丁目２番16号
債務者　テクノ元石こと　元石　勝美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５５号
広島県三次市志幸町401番地
債務者　道々　亜希
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第９８号
山口県下関市彦島西山町２丁目３番４号
債務者　桑原　　博
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
愛媛県四国中央市三島宮川１丁目５番５号
債務者　山崎　康志
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４５７号
大分県由布市湯布院町川上3053番地１　宇都宮コーポ405
債務者　竹下　治美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８３号
大分市中島西３丁目３番１号　ルネ中島406
債務者　船瀬　宏徳
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字四日市1276番地の１　和泉コーポ　２号、前住所大分県豊後高田市高田717番地
債務者　棟方　一念
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３５９号
宮崎市大字熊野9980番地１
債務者　前野　舞
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市国分中央二丁目11番11―202号　夕日ヶ丘団地
債務者　椎原　早苗
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目23番１―907号　県営大謝名団地２号棟
債務者　川田　慶子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅１―502
債務者　當間　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
岩手県花巻市大通り一丁目20番６号
債務者　山崎　龍輝
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１０８号
栃木県栃木市星野町80番地
債務者　青柳カツ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２６号
栃木県栃木市平柳町３丁目13番15―２号
債務者　癸生川　恵
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９３０号
京都市東山区本町十七丁目316番地　デトムワン東福寺　303
債務者　中村　一真
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３７号
京都市伏見区日野西川類16番地27
債務者　伊東　成美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６４号
京都府城陽市寺田島垣内１番地の１　ウエストサイドタウンＣ―206号
債務者　羽月　盛也
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７０号
京都府宇治市明星町二丁目２番地の39
債務者　松田　裕美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０９９号
京都府宇治市五ケ庄平野56番地の７
債務者　信秋　宣子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７３号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原231番地13　武知住宅３棟31号室、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内304―４　プリムローズ102号室
債務者　小松　美恵
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５４号
東京都府中市西府町２丁目24番地の１エバーグレース西府310
債務者　平河内　学
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４７号
東京都八王子市南浅川町3159番地
債務者　石原三枝子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２５１号
佐賀県多久市多久町2016番地１　しみず園、前住所佐賀県杵島郡白石町大字福富1423番地27
債務者　中村　靖雄
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５４号
佐賀市川副町大字鹿江1109番地11
債務者　原　　勇樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８１号
佐賀県鳥栖市宿町1063番地５　ロイヤルステージタウン鳥栖Ｂ棟207
債務者　川村　　彩
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７７５号
神戸市中央区下山手通７丁目１番16号　山手さくら苑、従前の住所神戸市兵庫区馬場町12番２－403号
債務者　嘉門美江子（法定代理人成年後見人　井上　翔太）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１３号
兵庫県三田市小野839番地
債務者　尾山　郁男
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６６号
神戸市兵庫区駅南通２丁目１番10―904号、従前の住所東京都渋谷区神宮前３丁目33番20号　ＵＮＩＳＯＮ神宮前301
債務者　山中　麗納
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０号
山口市矢原918番地14　メゾン矢原203、前住所山口市阿知須87番地１
債務者　大岬　正志
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４４号
山口県周南市花陽２丁目10番５号
債務者　山内あけみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第９３２号
広島市安佐南区東原２丁目８番34号
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９８号
広島県東広島市八本松飯田８丁目６番２号
債務者　上野　千春
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和８年（フ）第９９号
千葉県東金市東金856番地18
破産者　小堀　裕之
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
大阪府泉大津市池浦町五丁目１番25号
破産者　有限会社アプローズウエディング・ＯＦＥ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
奈良県生駒市小瀬町893番地15
破産者　株式会社トリニティ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６２１号
札幌市東区北13条東16丁目１番20号
破産者　株式会社アスコート
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３３号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―611号
破産者　株式会社ＢＣ　ＳｕｐＰｏｒｔ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗二丁目６番地６
破産者　株式会社イデアルプレス
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第７４号
栃木県小山市西城南一丁目36番地21
破産者　理想実現株式会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９７号
群馬県館林市大手町７番18号日栄ビル16
破産者　株式会社エフ・ケイ・スチール
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４号
千葉県館山市北条1170番地の３　中央ハイツ201号室
破産者　須代　信二
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第１９２号
千葉県山武市蓮沼ニの4475番地
破産者　土屋　和夫
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１０１号
千葉県東金市堀上638番地７
破産者　高橋　幸治
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２６号
千葉県香取市佐原イ1257番地12　リーフガーデンＡ203
破産者　水飼　誠司
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第８０８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―604
破産者　宮澤　清志
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９７号
東京都町田市木曽東３丁目３番23号メゾン木曽201
破産者　菅原　和浩
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９９号
東京都府中市本町２―19―33カサ　デラ　エスペランサ201、住民票上の住所東京都府中市西原町４丁目13番地の５
破産者　成田　大樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２９３５号
愛知県日進市梅森町新田135番地の450
破産者　株式会社サンコー
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９６号
名古屋市港区多加良浦町４丁目122番地
破産者　株式会社渡辺工業
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９６号
神戸市垂水区神陵台８―１―９新和ビル２Ｂ
破産者　株式会社ｎａｐｐｌｅ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９７号
兵庫県明石市二見町東二見1356番地の２　セントラルビル302号
破産者　中塚　宏明
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第９２号
和歌山県岩出市相谷620―407、開始決定時の住所和歌山県岩出市吉田92番地の32
破産者　濵口　覚吏
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１５９号
和歌山市和田1158番地５
破産者　株式会社光史建設
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６６２号
岡山市北区駅元町１番10号
破産者　有限会社クリエイション
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８８号
岡山市南区千鳥町１番17号
破産者　ＣＯＣＯ合同会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５号
熊本県玉名郡南関町大字関町1763番地の１
破産者　有限会社向石油
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第２９９号
大分市大字三芳678番地の13
破産者　有限会社花景色
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０２４号
東京都稲城市百村2113番地の３ディア・ベルジュ203
破産者　山﨑　　香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９０号
東京都多摩市山王下一丁目16番18号
破産者　株式会社イーワークス
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９１号
東京都多摩市山王下１丁目16番地の18ブルーハーベストⅡ101
破産者　吉村　哲哉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０４号
東京都八王子市打越町1293番20号
破産者　ワップール・ジャパン株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０５号
東京都八王子市打越町1293番地20
破産者　髙木　信吾
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３０号
東京都調布市上石原２丁目21番地５ロアジール調布403
破産者　安部　裕二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１１号
東京都小金井市中町２丁目19番31号森荘
破産者　座喜味正人
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３３号
東京都町田市金森５丁目８番２号
破産者　磯　　岬
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８７号
東京都八王子市平岡町27番７号メイゾン平岡202号
破産者　多田羅智子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和２年（フ）第２８１７号
横浜市神奈川区菅田町245番地１　グリーンヒルズ赤坂105号、開始決定時の住所神奈川県大和市上和田895番地２
破産者　村谷　和紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目16番38号
破産者　株式会社ＬＯＡ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７９号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目１番10号
破産者　株式会社Ｌｅｉａ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８号
神奈川県平塚市四之宮７丁目１番28―１号
破産者　有限会社太陽工機製作所
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３８０号
茨城県水戸市上水戸２丁目６番10号　フィットビル202号
破産者　熊坂　千学
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２２号
茨城県久慈郡大子町大字上野宮3332番地
破産者　益子　　崇
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７号
佐賀県鳥栖市古賀町11番地　ＮＥＷマリッチＧＯＮＤＯＵ　Ａ102
破産者　宮原　将登
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５号
岩手県大船渡市盛町字馬場23番地７　市営住宅盛中央団地１号棟408号
破産者　飯島　千秋
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第３９号
岩手県一関市東山町松川字野谷起240番地３
破産者　和賀　清子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第４１号
岩手県大船渡市大船渡町字上山15番地５
破産者　岩渕　惠子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第４３号
岩手県一関市宮下町６番12号
破産者　小岩　優也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第４５号
岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅46番地１
破産者　水野　昴太
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第２６２号
大阪府泉大津市若宮町５番19―1201号
破産者　岡本　恵美
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
大阪府泉佐野市鶴原1066、開始決定時大阪府泉佐野市鶴原1411番地の１（312）
破産者　手塚　大地
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
大阪府和泉市葛の葉町二丁目８番４―304号
破産者　星衞　優子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
奈良県生駒市小瀬町893番地16
破産者　木村　彰博
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１号
奈良県大和高田市大字大谷274番地
破産者　西堀　辰巳
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
福岡県小郡市小板井452番地17
破産者　Ｓ．Ｔデザインこと　高田　聖也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第６２２号
横浜市港北区篠原町1026－１　エルム篠原101号、住民票上の住所札幌市東区北27条東17丁目１番５－101号
破産者　東　　将太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５２４号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番22－105号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東１条20丁目１番36－３号
破産者　皆川　　愛（旧姓渡邉）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２２号
札幌市白石区栄通１丁目12番３－407号
破産者　福田　康広
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１８９号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目６番３－101号
破産者　石井　靖隆
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５６６号
宮城県岩沼市下野郷字北谷地239番地の１－201
破産者　引地　仁美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９号
宮城県登米市中田町石森字加賀野二丁目18番地11　グレスパール201、従前の住所宮城県登米市迫町佐沼字萩洗二丁目６番地６
破産者　後藤　功一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１３号
栃木県下都賀郡壬生町幸町二丁目24番２号　メゾン・ド・シガール　103号室
破産者　髙梨　智弘
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第７５号
栃木県鹿沼市富岡７番地４
破産者　橋本　大介
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第８４号
群馬県館林市近藤町182番地の２、前住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目２番地３
破産者　スタジオボーダーこと　田島　正章
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第７４２号
神奈川県平塚市徳延１丁目８番61号　ハピネスしおんの里
破産者　芝濱　　悟
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４８号
和歌山県和歌山市吹屋町３丁目７番地　グランディール山十202、破産手続開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷五丁目19番地２　グラスコートＣ105
破産者　芳野　徹夫
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６４号
相模原市南区相模大野６丁目13番４号　高木ビル１－Ｃ
破産者　岩本　真明
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４０号
相模原市緑区二本松４丁目17番44号　エステート二本松203
破産者　加藤寿々香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６０号
相模原市緑区大島1437番地２　ルミエール大沢101
破産者　川久保英紀
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７９号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７－104号　グリーンヒルズひばりが丘
破産者　藤田　春輔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６５号
福井県越前市家久町第115号７番地の15
破産者　池田　　守
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
福井県大野市有明町10番15号
破産者　髙畠　花惠
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６号
福井市門前町第５号75番地13
破産者　佐藤　亜樹
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１７４号
長野県松本市大字中山3918番地２
破産者　髙山加代子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４７号
長野県安曇野市穂高4608番地３
破産者　臼井　誠一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第５１号
長野県松本市南原１丁目20番５号
破産者　奥山　俊彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第６２号
長野県北安曇郡池田町大字中鵜782番地139
破産者　宮田　健一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３８７号
愛知県瀬戸市塩草が丘２丁目105番地　エグザ　202
破産者　ＲＯＣＨＡ　ＫＡＭＩＭＵＲＡ　ＯＤＡＬＥＩＡ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２９号
名古屋市中村区八社１丁目96番地　メゾンハッシャＫ　Ｂ棟102号、従前の住所名古屋市中区栄４丁目15番19号　プレサンスロジェ栄ザ・レジデンス903号
破産者　三住波也人
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６７号
愛知県小牧市城山３丁目５番地　サンコート桃花台Ｃ棟204号
破産者　古谷　　真
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９７号
名古屋市港区多加良浦町４丁目122番地
破産者　渡辺　洋一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６７号
名古屋市名東区高針５丁目1008番地の１　パストラーレ103号
破産者　大橋　　健
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８３０号
名古屋市緑区鳴海町字宿地41番地　マイアみどりＢ棟３Ｄ号
破産者　森井　孝明
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８３１号
名古屋市緑区鳴海町字宿地41番地　マイアみどりＢ棟３Ｄ号
破産者　森井香代子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３５号
名古屋市名東区山の手３丁目105番地の１　シャトル山手Ⅱ１Ａ号
破産者　平井　健治
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１７号
名古屋市南区戸部下１丁目９番57号　戸部下住宅１棟204号
破産者　藤森佳奈子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９２号
愛知県愛西市北河田町郷西403番地　ことぶき荘、従前の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地　ＨＦＳ大治２Ｄ
破産者　堀　　雅彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７３号
愛知県知立市西中町永崎179番地１
破産者　神谷　　涼
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７０７号
愛知県豊田市東梅坪町２丁目１番地４
破産者　中西　　翔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８８号
愛知県岡崎市青木町10番地20、前住所愛知県安城市住吉町１丁目４番15号
破産者　酒井　俊哉
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３６号
愛知県豊田市千足町比丘尻952番地１　リード豊田109号
破産者　城所　克明
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
愛知県西尾市上町作道屋敷32番地８、前住所愛知県西尾市上町作道屋敷29番地２
破産者　廣瀬　将人
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
堺市中区深井中町311番地４　１棟808号
破産者　岩谷　詩奈
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
堺市堺区大町西３丁１番30号
破産者　中島　愛子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２６号
神戸市北区北五葉７丁目１番17―102号、従前の住所神戸市北区惣山町５丁目10番地の13
破産者　奥谷　武司
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番32―706号
破産者　福山　　卓
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１０号
兵庫県三田市加茂382番地４　ドルチェ広野２―201号
破産者　小泉　太智
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　27―105号
破産者　高室　由佳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
神戸市西区玉津町西河原326　ソレイユカーサ103号室、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目２番１号　大産美野島ビル304号
破産者　須藤　貴史
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３５号
兵庫県美方郡香美町香住区香住９番地の４　コーポ竹内301、前住所愛知県岡崎市宇頭町字狐田74番地１　レオパレスコモダ宇頭Ⅱ201
破産者　中村　真斗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第３１８号
和歌山県橋本市妻二丁目１番４号
破産者　井上　　杏
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６３号
和歌山市島橋南ノ丁１番７号　ポートタウン島橋303
破産者　Ｂｌｕｅ　ｍｏｏｎ＆ｓｅａこと　小野　千純
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９６号
和歌山県橋本市胡麻生390番地の４　双葉ハイツ102
破産者　土屋　善之
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目５番地　スマイル202号、旧住所鳥取県鳥取市吉成509番地　メゾンドＴＡＮＩ　401号
破産者　古南　英子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７３２号
岡山市南区豊成一丁目21番16号　ジャンティーユⅢ　103、旧住所岡山市中区平井四丁目５番42号　イルマーレ102号
破産者　古野　勇太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７号
愛媛県今治市南鳥生町４―１―18　カーサ近藤Ⅱ　Ｃ106、住民票上の住所愛媛県今治市上徳甲487番地12
破産者　阿部　裕昭
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第２６号
熊本県玉名郡和水町西吉地3436番地２
破産者　向　ノブヨ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１４号
熊本県山鹿市方保田3145―８　プレインハイツⅢ101号室、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿本町中川2157番地１　（前住所）熊本市北区龍田７丁目31番79号　コートプレイス龍田Ⅱ　203号室
破産者　冨田　託良
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第１５０号
大分県別府市大字浜脇238番地の１
破産者　片山　桃子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６９号
大分市大字杉原1270番地の12
破産者　魚住かおり
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２１２号
釧路市昭和中央１丁目49番５号
破産者　加藤　乃愛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５号
釧路市芦野５丁目８番１号　エスポワール芦野Ｅ号室
破産者　佐藤　信哉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
北海道河西郡芽室町西１条５丁目17番地２　カリーノ　103号室
破産者　杉本　泰隆
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第８８号
青森県上北郡七戸町字倉岡111番地
破産者　林　　友和
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
青森市富田３丁目４番２号　ビレッジハウス相野２号棟402号
破産者　竹浪　千紘
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
青森市大字筒井字八ツ橋146番地２　サンクレストＡ―201
破産者　工藤　優次
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
宮城県石巻市山下町２丁目９番25号
破産者　鈴木　美保（旧姓瀬戸）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第７１号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切58番地の３堀切西住宅403号
破産者　佐藤ふさ子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１８号
秋田県雄勝郡羽後町大戸字原狐88番地
破産者　菅原　武治
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第３５号
秋田県湯沢市相川字外ノ目45番地
破産者　菅原　陽香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第７号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原279番地３
破産者　半谷　仁志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第１６７号
群馬県前橋市箱田町1023番地５
破産者　山本　真悟
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１２７７号
横浜市南区中村町５丁目316番地　中村町南住宅１―103号
破産者　久保アーリンこと　クボ　アーリン　リデイロス（ＫＵＢＯ　ＡＲＬＥＮＥ　ＬＥＤＥＲＯＳ）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３８号
神奈川県海老名市柏ケ谷１丁目12番20―101号
破産者　小都　勝孝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９７号
横浜市緑区北八朔町2141番地１　パティオ藤ヶ丘605号
破産者　岩間　史洋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５６７号
神奈川県藤沢市円行２丁目18番地の４　エルム湘南台103号
破産者　周防　　寛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２５号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目７番56号
破産者　小川　晶敏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７４１号
神奈川県厚木市上落合663番地　レオパレスＫ・Ｋ108
破産者　野津　真希
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７９号
神奈川県平塚市寺田縄39番地の１　ハイツ小泉202号
破産者　佐々木順助
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１号
新潟県三条市西四日町４丁目11番７号
破産者　ビービー（ｂ．Ｂ）ことｂＢこと　大橋　正次
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２０号
富山県下新川郡朝日町桜町1196番地２
破産者　眞岩　拓馬
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和７年（フ）第８０４号
静岡県焼津市中里502番地の３
破産者　久保山貴浩
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０号
静岡県浜松市中央区富塚町1928番地の８　佐鳴湖パークタウン12号棟1202、前住所静岡県浜松市中央区東伊場二丁目14番２－505号　アーバンエクセレント浜松アネックス
破産者　小出　　忍
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２５号
和歌山県西牟婁郡白浜町中1652　特別養護老人ホーム百々千園、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台41番２号
破産者　佐々木みどり
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第３０号
和歌山県田辺市稲成町303番地の５
破産者　山本建築こと　山本　悠葵
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第４９号
山口県岩国市麻里布町五丁目１番16号　105（前住所　山口県岩国市昭和町三丁目７番12号）
破産者　岡田由起子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和７年（フ）第５４号
愛媛県宇和島市保手２丁目８番20号
破産者　村山みどり
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和７年（フ）第３３７号
高知市大津甲1177番地１　グリーンサイド湯山103
破産者　矢野　素也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７６号
高知市一宮中町３丁目23番２号　コスモ一宮２－103号
破産者　大塚　祐司
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４号
佐賀県杵島郡白石町大字福吉89番地２
破産者　渕上　　司
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第４６号
佐賀県伊万里市立花町1038番地25
破産者　村岡　雄太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１５号
佐賀県唐津市浜玉町横田下387番地
破産者　江川早希子（旧姓菊池）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第３２１号
長崎県長崎市三原２丁目28番54号　松尾アパート101号、旧住所長崎県長崎市炉粕町４番地　竹山ビルＢ１
破産者　濱里　　秀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
長崎県長崎市曙町25番９号
破産者　臼井　裕美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第６９号
千葉県柏市大室901番地１、開始決定時の住所千葉県旭市後草2118番地20
破産者　粟飯原由美子
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１５６号
千葉県匝瑳市内山450番地１
破産者　名取　秀雄
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第９８６号
仙台市若林区卸町二丁目１番地16
破産者　株式会社ミエルインターナショナル
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２７３号
長野県松本市大字神林1490番地４
破産者　有限会社トータルグラス
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１５号
名古屋市緑区桶狭間神明932番地
破産者　有限会社クライム
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和４年（フ）第２９９号
愛知県豊田市四郷町西山27番地２
破産者　有限会社武真内装
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和４年（フ）第３６０号
愛知県豊田市清水町５丁目41番地１　Ｌｕｃｅｎｔ　Ｈｉｌｌｓ豊Ａ　103号、前住所大阪市東淀川区豊里２丁目19番14号　モリハイム豊里Ｖ403号室
破産者　武田　一真
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第４６８号
愛知県岡崎市下青野町字奥屋敷56番地
破産者　株式会社清水木工所
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第４８１号
神戸市中央区雲井通４丁目１番23―502号、従前の住所神戸市垂水区南多聞台７丁目46番216号
破産者　小林　輝男
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２０号
栃木県栃木市西方町本郷272番地
破産者　影山工業株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２４４号
東京都羽村市栄町一丁目９番地６リアライズ羽村406
破産者　髙橋　葉月
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１０７号
新潟県燕市南五丁目６番16号
破産者　株式会社七里惣四郎商店
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第６号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台13番地の９
破産者　株式会社アサヒ熱研
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

令和８年（フ）第９９号
千葉県東金市東金856番地18
破産者　小堀　裕之
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５３号
奈良県香芝市瓦口2079番地　スタービレＣ203号
破産者　尾上　　萌
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
奈良県大和高田市大字市場763番地１　シティライフ（105号）
破産者　飯田　　学
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
奈良県宇陀市大字陀小附246番地
破産者　奥峯　良成
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
奈良県香芝市磯壁四丁目146番地　ファミール上田108号
破産者　松垣　猛仁
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第６９号
千葉県柏市大室901番地１、開始決定時の住所千葉県旭市後草2118番地20
破産者　粟飯原由美子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１５６号
千葉県匝瑳市内山450番地１
破産者　名取　秀雄
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９２号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1718番地２　ルーチェ　山隈203、前住所福岡県福岡市東区千早２丁目27番１―722号　クラシオン千早１号棟
破産者　濱崎恵梨香
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１５号
福岡県久留米市長門石１丁目８番28号　第２大石コーポ203号
破産者　吉川　光一
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１７号
福岡県久留米市野中町145番地10
破産者　古賀リリカ
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１９０号
山梨県山梨市小原東45番地　２―403
破産者　渡邉　　悟
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
山梨県甲府市堀之内町773番地　ハイツ内藤106
破産者　大津　　強
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１３号
山梨県甲府市古府中町954番地３　渡辺住宅２号棟
破産者　田代　悠大
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８５８号
札幌市東区北19条東21丁目４番27号　カリス101号
破産者　田中　涼子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２４号
北海道江別市豊幌花園町７番地の20
破産者　朝日　　功
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４１号
札幌市東区北39条東19丁目１番18号
破産者　加藤　志季
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５３号
札幌市北区新琴似11条８丁目５番１号　ウエストビレッヂ118―302号
破産者　佐藤　紀子（旧姓谷岡）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４７号
札幌市南区藤野１条８丁目11番15号
破産者　藤川　滉也
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２８５号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番10―203号
破産者　長澤由紀子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２８６号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番10―203号
破産者　長澤　鈴果
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９５号
札幌市南区藤野４条５丁目５番25号　シルバーコート藤野弐番館
破産者　中嶋　一枝
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０６号
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番17―208号
破産者　本多　信博
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１８号
札幌市白石区本通２丁目北７番１―803号
破産者　木村　孝一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５０号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番24―201号
破産者　澁谷　康弘
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番24―201号
破産者　澁谷　眞喜
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６８号
札幌市中央区北２条西14丁目３番地４　キラメック知事公館Ⅱ203号
破産者　畠山　友宏
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７６号
札幌市豊平区豊平１条１丁目１番25―402号
破産者　田村　郁美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３８９号
札幌市中央区南10条西10丁目２番12号　ソニア南10条202号
破産者　和田絵梨花
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９４号
札幌市中央区南２条西25丁目１番２―601号
破産者　内藤　二嘉
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４００号
札幌市東区北８条東６丁目12番地77　プレサント北８条Ｂ棟107号
破産者　日並　清美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１６号
札幌市中央区南７条西２丁目１番地３　第一リバーサイド905号
破産者　白田　　楓
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２８号
札幌市清田区北野３条２丁目11番14号　パークハイツ北野Ｂ―203号
破産者　泉　　文子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４１号
北海道北広島市西の里東３丁目12番地４　ハウス西の里
破産者　工藤　幸一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４６号
札幌市豊平区西岡２条３丁目１番41―201号
破産者　白幡　憲人
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０号
北海道根室市月岡町１丁目50番地７
破産者　遠藤　琢己
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２１号
北海道根室市西浜町３丁目361番地
破産者　浅野　珠生
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３２号
岩手県久慈市長内町第32地割36番地１　カーサ東広美Ｂ号
破産者　欠畑　紗代
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第８１３号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目12番11号　泉ケ丘ハウス２―５
破産者　吉川　和宏
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市石脇字尾花沢56番地83
破産者　佐々木真一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第１１０号
福島県伊達市箱崎字沖前146番地２あっぷるハイツ102号
破産者　加藤　　岬
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１１２号
福島市飯坂町字月崎町12―３佐藤アパート４、住民票上の住所福島市飯坂町平野字田下26番地
破産者　中塚　　綾
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１２０号
福島市松川町字中原13番地の16セブンヒルズＢ106号室、従前の住所福島市松川町字東長壇81番地の８三浦アパート
破産者　溝井　禎夫
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１３８号
福島県伊達郡川俣町字根本２番地の２
破産者　齋藤　喜和
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２３８号
茨城県笠間市橋爪983番地３
破産者　平野　裕二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野218番地１　特別養護老人ホームやまつつじ
破産者　外舘ひろ子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１１７８号
さいたま市緑区道祖土２丁目３番17―501号
破産者　新井　美香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３２号
さいたま市緑区東浦和３丁目17番地12　ワコーレ東浦和Ⅱ302
破産者　北澤　美実
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４号
千葉県館山市北条1170番地の３　中央ハイツ201号室
破産者　須代　信二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第１９２号
千葉県山武市蓮沼ニの4475番地
破産者　土屋　和夫
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１００号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目14番地12
破産者　神尾　幸雄
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１０１号
千葉県東金市堀上638番地７
破産者　高橋　幸治
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１３４号
千葉県東金市東岩崎20番地６　高橋アパート３号棟
破産者　田山　裕美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１３７号
千葉県旭市東足洗2043番地　エメラルド旭201
破産者　石毛　祐喜
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２６号
千葉県香取市佐原イ1257番地12　リーフガーデンＡ203
破産者　水飼　誠司
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第５０号
新潟県妙高市小出雲２丁目16番27―106号ラ・フルール妙高
破産者　中岡　慶輔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６８号
長野県松本市波田308番地７　タウンスリーＡ201
破産者　田中　　奎
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１４３号
長野県松本市大字里山辺1442番地　ルーエミルフィＭ201
破産者　清住　　稔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１４７号
長野県大町市大町1474番地２　雲山荘アパート205号
破産者　吉野　智裕
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５２号
長野県塩尻市大字木曽平沢1717番地
破産者　宮原　毅臣
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５６号
長野県松本市大字大村314番地１　ツバクロハイツ203
破産者　北川　忠正
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３６１号
静岡県島田市尾川16番地の２　島田市立養護老人ホーム　ぎんもくせい、旧住所静岡県島田市元島田東町9184番地の６　ビレッジハウス道下　２号棟　306号室
破産者　中川　美惠子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７２号
静岡市駿河区有明町１番３―43号、旧住所静岡市駿河区小鹿1030番地の１
破産者　白鳥　みどり（旧姓　市川）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１５号
名古屋市名東区新宿２丁目76番地
破産者　加藤　智里（旧姓　濱田）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５０号
名古屋市緑区諸の木１丁目1108番地の３
破産者　杉戸　都帆
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８４号
名古屋市港区港陽３丁目６番13号　サンライズ港陽703号
破産者　谷村　明美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９０号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
破産者　永井あゆみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９１号
名古屋市天白区野並４丁目127番地　清風マンション103号
破産者　永井美智子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１６号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番第482番地
破産者　山本　桂子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７７号
愛知県春日井市如意申町５丁目10番地34
破産者　後藤　聖明
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９６号
名古屋市昭和区福江１丁目４番４号　エスポワール205号
破産者　上田　和枝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１４号
愛知県瀬戸市菱野台１丁目１番501号
破産者　谷口　君代
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４６号
愛知県津島市藤浪町５丁目６番地１　ウィステリアワカヤマ203号
破産者　豊田　恭子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８４号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟1401号
破産者　小倉　一郎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字折橋719番地５
破産者　山本　八重
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３９号
愛知県春日井市味美町１丁目137番地　ガウディ味美203号
破産者　市川　星太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４２号
名古屋市千種区神田町30番12号　シャルムビルなごやかほ～む
破産者　野竹　真歩
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８５８号
愛知県春日井市岩野町２丁目12番地５　ハイツアイカ岩野202号
破産者　八島　明美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０２号
愛知県東海市高横須賀町１丁目27番地　シャルマン・ＮＳ102号室
破産者　前本　竜文
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１号
滋賀県米原市顔戸1358番地、前住所滋賀県米原市枝折362番地２
破産者　細江　悦治
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４３号
滋賀県長浜市法楽寺町260番地14
破産者　山本　政明
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４５号
滋賀県米原市下多良99番地５
破産者　清原　義孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
堺市堺区向陵中町６丁７番27号　シュライク２―307号
破産者　平田　英之
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７７号
堺市中区東山1044番地　ハイツつくもりざか203号
破産者　和田健太郎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９３号
大阪府富田林市錦織東１丁目12番５号
破産者　森田　七美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６０３号
大阪府柏原市大正２丁目８番５号　ＲＥＩビル　３Ｆ
破産者　黒田　捷太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４６号
堺市中区深井沢町3194番地　ＡＸＩＳＪＵＮⅡ番館１Ａ号
破産者　橋本　美紀
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
大阪府泉佐野市高松南３丁目１番９号　いずみ野
破産者　加渡佐惠子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目10番33号　シーフラッツ（105）
破産者　加渡　義信
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
大阪府貝塚市半田1059―１　シェルマンド野口103号室、住民票上の住所大阪府貝塚市新井26番地　エスポワール209号
破産者　小川　翔太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
大阪府泉大津市助松団地１番12―309号
破産者　東　　俊光
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目５番12号
破産者　番所　清美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９１号
大阪府和泉市肥子町二丁目３番５―201号
破産者　松田　　満
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９２号
大阪府泉佐野市上町１丁目11番30―307号、前住所大阪府泉佐野市市場西１丁目４番８―205号
破産者　武藤　康太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目14番12号
破産者　山元めぐみ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
大阪府和泉市和田町453番地の13
破産者　飛田　　進
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
大阪府泉南市男里５丁目13番９号　サンリット202号
破産者　近野　愛梨
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
大阪府岸和田市春木泉町20番44号
破産者　島津　義信
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９９号
大阪府貝塚市馬場484番地１　レオパレス観音203号
破産者　福田　邦裕
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０４号
大阪府和泉市唐国町一丁目７番24―203号
破産者　松林　早苗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０６号
大阪府泉佐野市下瓦屋202番地の１（202）
破産者　奥野　　恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
大阪府和泉市繁和町４番５―509号、前住所大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番４―304号
破産者　平川　葉子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番39号　ハイツ花恵105号
破産者　唐崎　　凌
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
大阪府岸和田市堺町７番９号　シャトー堺町401号
破産者　大仲　待子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１号
兵庫県明石市野々上１丁目14番地の３　シティコート西明石203号
破産者　磯口　　亮
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第７０号
兵庫県明石市和坂１丁目８番89号　黄金ハイツ206号、前住所神戸市中央区割塚通１丁目２番20号
破産者　大畑　裕貴
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
兵庫県明石市貴崎５丁目10番９号　ボンジュール西明石105号、前住所兵庫県加東市南山三丁目22番地10
破産者　藤原　祐生
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
兵庫県明石市大久保町松陰70番地の45
破産者　寺本　直子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
神戸市西区大津和１丁目３番地の14　ウェルネスコートコスモス307号、前住所兵庫県加古郡播磨町古宮４丁目５番23号
破産者　中嶋　敬一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１５５号
神戸市西区大津和２丁目３番地の15　ロイヤルフォックス105号
破産者　市耒原喜一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１６８号
神戸市西区櫨谷町松本554番地
破産者　二星　史恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
兵庫県明石市二見町東二見103番地の20
破産者　布施　裕治
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
兵庫県三木市志染町青山３丁目27番地の４スタチューハイツ102号、開始決定時の住所神戸市西区押部谷町木津1620番地の５
破産者　永野　良美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
兵庫県明石市二見町東二見377番地の１　ロイヤルハセガワ２号棟204号
破産者　西村　有子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
兵庫県明石市西明石北町３丁目５番29号　由井マンション１Ｃ
破産者　小松　守男
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
奈良市西ノ京町174番地　薬師郷Ａ101号
破産者　櫻井　佑基
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１７号
奈良県生駒市新旭ケ丘８番13号　ルチルヴェーラ生駒204
破産者　古川　了次
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４０号
奈良県桜井市大字外山325番地　グランドール城島　101
破産者　平岡　博史
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６０号
奈良県桜井市大字上之庄652番地の１　コートメルベーユ107、申立時の住所奈良県桜井市大字忍阪354番地
破産者　辻本イツ代
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７５号
奈良市鍋屋町２番地の１　シティホームズ女子大前402号
破産者　田宅　　修
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１８号
奈良県生駒市辻町78番地６　シティパレスＤ―207
破産者　的場　慶子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２１号
奈良県桜井市大字三輪737番地の１　ハピネスディアス　202号室
破産者　山下　尚美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６５号
奈良県香芝市逢坂四丁目317番地　サンピアⅡ103号
破産者　石塚　　恵（旧姓本田）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
奈良県橿原市上品寺町370番地の22　弁天マンション１Ｆ
破産者　宮　　幸希（旧姓木下）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３（５―502）
破産者　渡邊　裕美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作240番地１　アンソレイユコージー202号室、前住所奈良県大和高田市大字有井104番地１　シャーメゾンみらいⅡ108号室
破産者　山下　美穂（旧姓藤原）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
広島市安佐南区八木４丁目30番30－８－101号
破産者　寺本　　恵
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７９号
広島市西区横川町２丁目５番12―402号
破産者　河本　祥大
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４８３号
広島県廿日市市宮島町1039番地
破産者　平野　佳祐
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１２号
広島県安芸郡熊野町新宮５丁目20番５号
破産者　中東　仁道
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３１号
秋田市外旭川八柳１丁目３番18号、申立時広島市中区鉄砲町７番27―502号
破産者　近藤　美璃（旧姓白井）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６４８号
広島市西区横川町２丁目15番20―301号
破産者　松本　　健
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５６号
広島市西区大芝２丁目３番３－302号
破産者　大塚　　優
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６９号
広島市南区出汐１丁目４番６－403号
破産者　清水　由美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７３号
広島市西区観音本町１丁目14番20―602号
破産者　藤田　陽乃
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７７号
広島県安芸郡府中町茂陰２丁目６番16―402号　てるおかビル
破産者　宮城　徳之
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７９号
広島県山県郡北広島町大塚1058番地
破産者　角甲　龍興
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８４号
広島市安佐北区落合１丁目２番９－306号
破産者　作田　　愛
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９０号
広島市佐伯区八幡３丁目27番32―102号
破産者　山田　恵治
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９３号
広島市南区旭２丁目25番８－202号
破産者　井上　直子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９７号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目１番26―101号　Ｂ棟
破産者　大下　里美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０８号
広島市東区牛田新町１丁目４番19―105号
破産者　永井　　剛
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２２号
広島市安佐南区安東１丁目１番32―204号
破産者　坂根　悦子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２７号
広島市佐伯区五日市中央２丁目４番18―104号
破産者　船本　哲生
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３０号
広島市東区牛田早稲田１丁目23番22―302号
破産者　木戸口すみえ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３２号
広島県安芸郡府中町青崎東１番６－206号
破産者　山口　　翔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４２号
広島市中区光南４丁目４番15―202号
破産者　内藤　紀江
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６３号
広島県三次市上志和地町1076番地、前住所広島県三次市畠敷町420番地１（ロイヤルステージ光202号室）
破産者　森畠　一輝
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３３号
広島県三次市上川立町1525番地２、前住所福岡県福岡市西区周船寺２丁目６番30―505号　ハイツグランドウェルス
破産者　長岡　邦夫
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３４号
広島県三次市小田幸町170番地15
破産者　原　みゆき
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市神郷１－２－６、前住所愛媛県新居浜市東雲町２丁目10番32号
破産者　中嶌　稀人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１９１号
福岡県久留米市東合川４丁目12番19―103号、前住所福岡県北九州市八幡西区吉祥寺町９番14―101号
破産者　野見山奈々
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１６号
熊本県阿蘇市小里120番地　新小里住宅325
破産者　山野　初代
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第２３号
大分県国東市国東町綱井1982番地
破産者　髙橋由美子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字川崎4830番地13　ラインハイム川崎Ａ203
破産者　松村　美空（旧姓北山）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第４６号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目28番地２
破産者　中島　篤史
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第９４号
青森市大字大矢沢字里見188番地21
破産者　佐々木真理
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
青森県弘前市大字城西三丁目16番地　県営住宅６－２－２号、住民票上の住所青森県弘前市大字泉野五丁目10番地15（旧住所）東京都中央区湊３丁目14番11号　Ｋａｉｒｏｓ銀座ＥＡＳＴ301号
破産者　舘山　優奈（旧姓木村）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第８４号
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字大堰口33番地10　住宅型有料老人ホームみつめないＡ２－３、旧住所青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田142番地
破産者　櫻庭　照秋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第９０号
青森県八戸市白銀台三丁目９番地２　ビレッジハウス白銀１―205
破産者　横澤武良夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
青森県八戸市湊高台一丁目13番５号　アビタシオンＡ棟Ｄ号
破産者　千葉　寛子（旧姓阿部）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
青森県八戸市東白山台四丁目９番22号　ゴールドパークＡ103
破産者　能代谷恵美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３８号
岩手県奥州市水沢字虚空蔵小路10番地１　Ｖｉｌｌａ柊　101号室
破産者　相模　修治
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第６５４号
仙台市宮城野区福田町２丁目12番12―205号、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―415号
破産者　神永　　正
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７２３号
仙台市宮城野区福室４丁目10番20号　満月荘Ｃ棟106
破産者　栗山　拓也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字境15番地10、従前の住所仙台市宮城野区小鶴１丁目４番30号
破産者　松下　友佳
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８５号
仙台市青葉区川平４丁目11番28号　川平セブンレジデンス201、開始決定時の住所仙台市青葉区木町通２丁目１番55―503号
破産者　山藤　幸江
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８７号
仙台市青葉区北山３丁目４番１―506号
破産者　阿部　孝一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９３号
仙台市若林区遠見塚１丁目21番33号　遠見塚ビレッジⅡ－西
破産者　田村　悠斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０１号
仙台市泉区八乙女中央５丁目22番３号　ａｌｂａ八乙女102、従前の住所仙台市泉区高玉町１番地の３　フレグランス高玉106
破産者　千葉　宣広
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０２号
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一15番地の14　ルーレット松島102号、従前の住所宮城県宮城郡松島町高城字町77番地
破産者　地主　忠惠
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０８号
仙台市宮城野区幸町２丁目22番33―303号
破産者　三浦　美代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２０号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番３―403号
破産者　下山　信一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２２号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目11番11号　パルハイツ202、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘６丁目126番地の91　シャロームM202
破産者　菅原　広久
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３９号
仙台市泉区泉中央４丁目１番地の６　クラウド泉中央Ｗｅｓｔ303、従前の住所仙台市青葉区山手町14番21－５号　ファイゾニア山手町201
破産者　大久保　楓
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２１号
山形市宮町４丁目20番６号
破産者　武田　一男
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３３号
山形県東根市神町営団南通り27号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺5821番地
破産者　堀江　大輔
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
山形市桧町３丁目４番36号　セジュールコスモス　203号、前住所山形市北町４丁目13番７－116号　プロシードμ
破産者　高橋　千佳
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３８号
山形市小白川町５丁目18番９号
破産者　久家　深雪
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４号
山形市木の実町９番24号　レオパレス八陽館104号
破産者　湊　雄一郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７号
山形県鶴岡市新形町３番82号
破産者　三浦　智浩
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第９１号
栃木県栃木市箱森町40番17号　サンライズパーク201号室、前住所栃木県栃木市本町17番45号ハイコーポ可祝Ｎ201
破産者　倉持　敦子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１０５７号
東京都町田市森野４丁目１番２号森野テラス103
破産者　安彦　貴博
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５８号
東京都小平市花小金井３丁目２番５－407号
破産者　佐藤真知子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６１号
東京都調布市多摩川５丁目19番地１ハイツローズマリー204
破産者　新井　恵子こと　金　　恵子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８３号
東京都あきる野市伊奈963番地５エスペランサ103号
破産者　髙倉亜希子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７５９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原5862番地の９
破産者　宮北　勢一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３５０号
神奈川県愛甲郡愛川町角田404番地　ラヴィラⅢ　203
破産者　小宮山里沙（旧姓弘中）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙221番地
破産者　長谷川亜紀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７０号
新潟県三条市曲渕１丁目２番33号
破産者　石田　時子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７１号
新潟県三条市大沢472番地
破産者　長谷川政之
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７３号
新潟県村上市下相川330番地
破産者　佐藤ハツイ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６９号
岐阜県恵那市大井町2716番地166　恵那市養護老人ホーム恵光園、従前の住所岐阜県恵那市大井町2714番地104　丸池４住宅181号
破産者　髙橋　邦子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１３号
岐阜県高山市朝日町見座689番地、前住所岐阜県羽島郡岐南町平島４丁目131番地
破産者　服部　浩樹
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３２号
岐阜県高山市清見町藤瀬72番地１
破産者　砂間　和希
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
静岡県焼津市三ケ名945番地の１　パール103号
破産者　岸山　龍見
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６６号
静岡市清水区石川新町９番12号　アンベリール　Ｂ－202
破産者　片平　裕美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０８号
静岡市清水区二の丸町７番21号　コープハイツ二の丸406号、旧住所宮城県名取市手倉田字八幡６番地の１
破産者　齋田　嘉広
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８６号
愛知県岩倉市大地町半田60番地１　クラールハイムＢ棟101号
破産者　平久江晃太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４１号
愛知県犬山市四季の丘一丁目61番地
破産者　矢羽田京子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５８号
愛知県豊橋市牛川通三丁目３番地33　ハイホームなかじま203号
破産者　大迫　裕和
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８０号
愛知県豊川市蔵子５丁目５番地６
破産者　堀田　智絵
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８３号
三重県四日市市高花平三丁目１番地51　市営413
破産者　佐藤好太郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
三重県四日市市稲葉町４番９号　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり稲葉町、前住所三重県四日市市智積町3437番地11　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり智積
破産者　荒木伸一郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
三重県四日市市大字泊村1050番地の13　養護老人ホーム　寿楽陽光苑、住民票上の住所三重県四日市市西浦一丁目10番18号　メゾン・ド・エルⅢ－５Ｂ
破産者　乾　　啓
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
三重県四日市市三ツ谷東町３番26－304号　グラン・コート四日市
破産者　本多　　誠
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
兵庫県赤穂市高雄1748番地、従前の住所兵庫県赤穂市鷆和484番地３
破産者　真塩　志保
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市書写406番地２
破産者　有元　由佳
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市野口町長砂20番地の１　サニーハイツ加古川２－408号
破産者　桐岡公予子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１０号
兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川720号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川218号
破産者　横道　慎史
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１５号
兵庫県姫路市飾磨区細江808番地１　ｐｒｏｆｕｍ　ｃａｓａｇｒａｎｄｅ103
破産者　中谷真里那（旧姓角井、安達）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１７号
兵庫県加古川市平岡町つつじ野１番地の234、開始決定時の住所兵庫県加古川市平岡町二俣858番地の10
破産者　小田翔太郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市京口町91番地　ジュネス京口505号
破産者　下林　　功
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市御国野町御着683番地県営御着住宅４棟502号、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川35番地２　グラースアンジュ101
破産者　杉戸　喜久
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５号
大阪市淀川区三津屋中２丁目４番21－401号、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市阿万西町797番地２
破産者　村居　鈴子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第３８号
兵庫県洲本市上物部二丁目10番23号　セザール柳108号
破産者　山原　　学
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２９号
和歌山県田辺市鮎川575番地の３
破産者　新井　椿基
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第６８号
島根県安来市広瀬町東比田997番地
破産者　田邊　泰成
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
島根県松江市山代町567番地　市営宝谷住宅40号
破産者　角森　和子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７６号
島根県松江市古志原七丁目１番２号　コーポコシバラ２号棟202
破産者　村上　浩二
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
島根県松江市黒田町21番地　アーバンハウス103
破産者　濱口　裕策
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８４号
島根県松江市黒田町21番地　アーバンハウス103
破産者　濱口　梨央
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０１号
島根県松江市北田町54番地22　ウインたまち210号室
破産者　清水眞佐巳
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
島根県出雲市灘分町659番地８　カサベルテＡ－203、申立時の住所島根県松江市上乃木九丁目２番８－302号　コスモスⅢ
破産者　国本　哲哉
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
島根県雲南市木次町山方594番地
破産者　日高　浩平
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
岡山市北区富町一丁目４番32号
破産者　河本　琴美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３５号
岡山市中区乙多見62番地23
破産者　有宗　　豊
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９１号
岡山県備前市三石3140番地５、旧住所愛知県長久手市石場905番地　ＦＯＲＥＳＴ　ＶＩＬＬＡ　Ｌ号
破産者　吉栖　真白
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０３号
岡山市中区国府市場602番地35、旧住所岡山市南区泉田三丁目６番18－１号　ＣＩＴＹオークラA101
破産者　片岡　翔大
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０６号
岡山市中区平井六丁目21番10号　レオパレスシャンテ207、旧住所岡山市北区南方五丁目８番17号
破産者　稲田　俊之
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４４号
岡山市中区乙多見121番地14
破産者　藤原　史子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０号
徳島県徳島市南矢三町二丁目８番11－143号矢三高見団地県営住宅
破産者　原田　貴志
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
徳島県徳島市南矢三町三丁目７番９－406号イータウン矢三Ⅰ、旧住所徳島県徳島市春日三丁目１番27－202号　サンキュー春日
破産者　森野　美恵（旧姓弓場）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１６号
香川県高松市木太町5085番地４　レオパレスサンハイム106、申立時の住所香川県高松市香川町川東下1080番地11
破産者　石井　　隼
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４６号
香川県高松市紙町430番地７　アルフィーネ国宗101
破産者　髙木　克招
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６４号
香川県高松市西ハゼ町99番地１　青葉101号
破産者　堀内　康雅
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７５号
香川県丸亀市津森町458番地13クレイノリアン207号、前住所香川県観音寺市天神町二丁目11番２－203号レオネクストＧｒｏｏｖｅｒⅡ
破産者　沼本　昌宏（旧姓金尾）
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第８１号
香川県丸亀市城西町二丁目４番11－202号フローレンス城西、前住所愛媛県四国中央市上分町830番地19Ｕｎａ　ｃａｓａ　ｈｉｎｏｔａｎｉ201号
破産者　中山　昌士
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第８５号
香川県丸亀市風袋町159番地５ハイツ須藤Ｂ103号
破産者　守谷　一夫
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９２号
香川県丸亀市土器町東六丁目52番地青山ハイツ613号
破産者　富家　康仁
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１７４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目２番10号　パルコート松山201号
破産者　大西　裕美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３２号
愛媛県東温市田窪3013番地５　ユーミーＷＡＴＡＮＡＢＥ302号
破産者　角藤　樹里
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４４号
愛媛県松山市北条辻934－13
破産者　玉井　佑果
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
愛媛県松山市千舟町７丁目３番地20　ＥＩＴＯＣＨＩＦＵＮＥ201号
破産者　寺澤　貴子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２５号
高知市神田207番地　船岡南団地Ｒ４棟403号、旧住所高知市鴨部895－６　ウィズビル国沢301
破産者　山﨑　勇気
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２６号
高知市神田207番地　船岡南団地Ｒ４棟403号、旧住所高知市鴨部895－６　ウィズビル国沢301
破産者　山﨑　　恵
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９９号
高知市屋頭564番地14　棟割南側
破産者　近森　　旭
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９３号
佐賀市大財六丁目１番12号
破産者　川島　清典
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙1773番地３
破産者　古川千奈津
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野10493番地
破産者　岩永裕一郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８５号
佐賀県鹿島市大字中村2193番地32　和光アパート１号室
破産者　松尾　尚子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８７号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙147番地12
破産者　諸隈　和彦
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２９８号
宮崎県西都市大字岡富1208番地１　市営瀬口住宅132号
破産者　藤井　米子
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第４９号
札幌市手稲区新発寒６条７丁目９番３号
再生債務者　渡辺　良一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３６号
東京都町田市金森２丁目６番13号
再生債務者　山本　麻央
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１７号
北海道二海郡八雲町内浦町234番地17
再生債務者　坂田　裕輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第８号
千葉県東金市東金250番地２
再生債務者　古作　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月17日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（再イ）第２６４号
横浜市金沢区富岡東１丁目47番22号
再生債務者　山田　修三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第３０７号
横浜市都筑区南山田１丁目３番10―906号
再生債務者　長尾　千恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目10番63号
再生債務者　八木昌子（旧姓梁川）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１０４号
茨城県土浦市川口２―５―13（住民票上の住所）横浜市神奈川区羽沢南１丁目39番３―２号
再生債務者　沼尻　好央
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１１７号
横浜市緑区鴨居６丁目19番17号
再生債務者　木村　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野1238番地３
再生債務者　羽野　昭平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月24日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１０号
茨城県牛久市女化町14番地３
再生債務者　吉原　健次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第３１号
横浜市金沢区谷津町13番地　ミルモディ金沢文庫214号室
再生債務者　近藤　智章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８号
滋賀県栗東市小平井一丁目14番５―６号
再生債務者　吉光　一起
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第５０号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目５番１号
再生債務者　渡邊　麻佳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３９号
宮城県富谷市鷹乃杜三丁目10番12号（従前の住所）石川県金沢市増泉１丁目５番16号（101号）
再生債務者　澤口　一樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目24番地15
再生債務者　古賀　久昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第７５号
さいたま市緑区原山１丁目25番18―６号
再生債務者　髙野　健太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１０号
新潟県小千谷市若葉１丁目57番地　レオパレスプレミール103号
再生債務者　辻　　昂志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第１３号
金沢市木越町タ177番地
再生債務者　東　　直希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１４号
石川県河北郡内灘町白帆台２丁目201番地
再生債務者　上川　雄飛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１７号
金沢市三ツ屋町イ57番地５
再生債務者　河合　利孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１３８号
大阪市城東区成育２丁目11番22―902号
再生債務者　鈴木　雅也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟313号室
再生債務者　荒木　杏奈（旧姓下村）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第５０号
大阪府和泉市黒鳥町一丁目11番９号
再生債務者　中国料理天宝こと　芥川　竜人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第５８号
大阪府岸和田市三田町871番地の11
再生債務者　牧之瀬修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６０号
神戸市灘区鶴甲４丁目６番22―106号
再生債務者　今木塗装こと　今木　廣明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第８２号
神戸市中央区熊内町３丁目３番16号　ＳＨＩＮＫＯＢＥ　ＣＯＬＮ101（従前の住所）広島県呉市吉浦東本町２丁目４番18号
再生債務者　三ツ矢組（旧屋号悠真興業）こと　増田　悠希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西114番地６
再生債務者　三原　豊昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１４号
福岡県小郡市大板井311番地10
再生債務者　前田　伊織
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目６番18号　ハミング上新Ｅ111号
再生債務者　ａｍｉｓこと　幸松　　司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第１６号
岐阜県安八郡安八町東結724番地
再生債務者　金森　彩子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第４０号
愛知県犬山市大字橋爪字四郎丸30番地１　Ｂｅｌｕｚｂｌｏｃｋ32Ｂ棟105
再生債務者　藤村　宥太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第３９号
愛知県豊田市三軒町２丁目71番地11
再生債務者　稲津　裕彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１７号
三重県亀山市みずほ台867番地11
再生債務者　松木亜利紗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第２１１号
大阪府大東市三箇５丁目６番62号
再生債務者　吉岡　宏幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1264番地２
（住民票上の住所）和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1266番地
再生債務者　小川　元希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第４５号
岡山市東区松新町90番地44
再生債務者　森　　成樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３号
青森市松森２丁目６番６号
再生債務者　川村　純一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１１号
青森県八戸市大字類家字堤端136番地
再生債務者　中村　正則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
青森県八戸市大字八幡字上ミ沢26番地39
再生債務者　沖野　　朋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第４５号
愛知県豊田市柿本町５丁目４番地　プレシアスコート柿本301号
再生債務者　小柳　信次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第５９号
愛知県みよし市根浦町二丁目８番地８　ベルグラースⅠ　101号
再生債務者　中村　　力
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２３号
兵庫県姫路市花田町小川４番地３
再生債務者　齋藤　優介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第６号
島根県出雲市今市町289番地６　ＳＫＹフラッツ２
再生債務者　吉田　明子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（再イ）第６３号
岡山県高梁市落合町近似1516番地１
再生債務者　石井　祐輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁592番地10
再生債務者　松尾　光浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和８年（再イ）第５号
富山県魚津市住吉3558番地１　レオネクストメゾンコルデ103
再生債務者　成瀬　秀司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　富山地方裁判所魚津支部

令和８年（再イ）第５０号
静岡県島田市中溝町1577番地の４
再生債務者　杉本幸之助
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１７号
香川県高松市国分寺町新居3351番地３
再生債務者　原田　弘之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１８号
香川県高松市国分寺町新居3351番地３
再生債務者　原田　理恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第６号
愛媛県松山市東方町甲2287番地
再生債務者　杉本　健二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　　松山地方裁判所民事部

裁決取消訴訟の判決確定の公告

福岡県弁護士会が同会所属弁護士後藤景子会員（登録番号30734）に対してなした懲戒処分（業務停止２月・令和６年３月19日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（同年10月30日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和８年５月13日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、同判決は同月29日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。
令和８年９月25日　　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　広島弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　森　　亮介
　登録番号　51642
　事 務 所　広島県広島市中区広瀬北町３―11和光広瀬ビル２階　ソアラビジネスポート204　法律事務所ＭａＭｏＬａｗ
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　令和８年９月14日

令和８年９月28日　　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　髙橋　功太
　登録番号　58268
　事 務 所　福岡県行橋市西宮市２―１―40行橋センタービル205髙橋功太法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　令和８年９月28日

令和８年９月29日　　日本弁護士連合会

公示送達

紺野友彦氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和８年10月14日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2025年綱第564号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

令和８年10月14日　　日本弁護士連合会

公示送達

加藤茂樹氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和８年10月14日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2025年綱第1023号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

令和８年10月14日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

鹿児島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年10月14日

鹿児島県知事　塩田　康一

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

鹿児島県木材加工協同組合
鹿児島県鹿児島市東開町９番地２

〔教示〕

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。
2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、鹿児島県（代表者鹿児島県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。
3　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年10月14日　　宮崎県教育委員会

1　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
　氏名　山口　美香
　本籍地　神奈川県
　小学校教諭一種免許状
　群馬県教育委員会、平成23年３月31日
　平22小一種第283号
2　失効年月日　令和８年９月28日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号　該当
　教育職員免許法施行規則第74条の２第８号ハ該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年10月14日　　宮崎県教育委員会

1　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
　氏名　斉藤　健太
　本籍地　宮崎県
　⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　千葉県教育委員会、平成31年３月15日
　平30中一第1227号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　千葉県教育委員会、平成31年３月15日
　平30高一第1534号
2　失効年月日　令和８年９月28日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号　該当
　教育職員免許法施行規則第74条の２第８号イ該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、所持品、現金1,930円、眼鏡１個

上記の者は、令和８年２月26日から同年３月２日に埼玉県秩父市三峰291番地２三峰神社本殿から南東図測約2.2キロメートルの妙法ヶ岳山中で頭蓋骨１個、背骨、腰椎等の人骨が発見されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は市営墓地に仮埋葬してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和８年10月14日

埼玉県　　秩父市長　清野　和彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30代～50代（推定）、性別男性（推定）、所持品・現金113円、財布、Ｓｕｉｃａカード１枚、鍵３個、サングラス１個、寝袋１個

上記の者は、令和５年８月27日に埼玉県秩父市浦山2431番地から北東方図測60メートルに位置する山中で頭蓋骨、助骨、骨盤、大腿骨が発見されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は市営墓地に仮埋葬してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和８年10月14日

埼玉県　　秩父市長　清野　和彦

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

札幌市手稲区富丘六条四丁目一一一―一一一

合同会社満福

清算人　小河　亮太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

岩手県盛岡市本宮一丁目二番一二号

株式会社ｇａｉｎｓ

代表清算人　村田　和士

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

岩手県北上市大通り二丁目六番三四号

丸巳林産株式会社

代表清算人　伊藤　賢二

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

仙台市宮城野区日の出町三丁目二番一九号

有限会社エンターゲート

清算人　綱木美與子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

秋田市牛島西四丁目一一番二一号

有限会社エスコ秋田

清算人　嶋宮　光明

解散公告

当社は、令和八年九月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野三三九番地

ｍｉｒａｉ　ｐｒｏｄｕｃｅ合同会社

清算人　島川　理栄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

山形県酒田市広栄町一丁目二番三号

庄内定温輸送株式会社

代表清算人　沼倉　和広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

茨城県つくば市小野川一四番地八

有限会社サップス

清算人　山室　聡

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

群馬県高崎市萩原町四二四番地一

有限会社キャプテンオート

清算人　関口　忠士

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出ください。尚、右期間内にお申出がない時は清算から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県北本市本宿二丁目二一番

株式会社ＡｃｃｕＴｅｃｈ

代表清算人　樋田　由之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番地パークタウン三―八〇五　株式会社ウエッジーズ

代表清算人　三田　篤

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県さいたま市北区奈良町一三一番地一一

ケイ・アイプランニング株式会社

代表清算人　川俣　絵理

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

千葉県船橋市習志野四丁目一五番三号

株式会社アルゴシステム

代表清算人　河本　正生

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

千葉市中央区東千葉一丁目一三番三号

株式会社プロスパーホーム

代表清算人　渡邉　憂子

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都渋谷区猿楽町一二番三五号

合同会社めきしこ

清算人　秋田　大輔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

合同会社ｈｕｍｏｒｉｓｔｉｑｕｅ

清算人　岩渕　直子

解散公告

当社は、令和八年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都板橋区板橋四丁目一七番五号

合同会社ＴＡＭＩＲＥＩ

清算人　辻本　光穂

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都世田谷区松原一丁目三三番一八号

一般社団法人ＨＡＧＵ　Ｐｅｔ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　川島　恵

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都板橋区富士見町一七番四号

特定非営利活動法人空き家相談センター

清算人　深町　正夫

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都豊島区南池袋二丁目四五番二―一八

〇八　Ｒｉｃｈ＆Ｌｕｃｋｙ合同会社

清算人　劉　嫣琴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ｈｉｍｉｔｓｕ

代表清算人　ニーロン　紅石

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都三鷹市下連雀一丁目二八番一九号

有限会社エデュケア

清算人　中根　敏裕

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都足立区綾瀬一丁目九番一七号

有限会社レーベン

清算人　星野　和夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都日野市旭が丘五丁目一二番五三号桜ハイツ二〇五

代表清算人　山口　ねろ

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年九月二十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

メープル合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年九月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人ＨＤＧ２２

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都江東区牡丹二丁目一三番四―一〇二号

株式会社ジョイハウジング

代表清算人　森　孝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番二七号

株式会社ＡＩＭＵＳ

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番二七号

株式会社ＡＲＴ

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番二七号

株式会社ＮＥＸＩＡ

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番二七号

株式会社Ｇｒａｔｉｓ

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区南青山二丁目二番八号ＤＦビル五階

Ｌａｍｉｏｄｉｎｅ株式会社

代表清算人　小野　達也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地錦精社神田ビル二二〇

Deerfield Green Nihon株式会社

代表清算人　ケビン・オニール・ストール

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番三号プリメーラ道玄坂六一八

一般社団法人日本学基金

代表清算人　有川雄二郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階

Ｇｒａｎｄ　Ｓｉａｍ　Ｔｏｋｙｏ合同会社

清算人　タン・チャウ・ヤン、ユージン

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都江戸川区西葛西七丁目二九番一〇号

モンキーとバード合同会社

清算人　権野　亮介

解散公告

当組合は、令和八年九月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号

技術研究組合国際廃炉研究開発機構

代表清算人　木山　雅晴

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号

マガザン三軒茶屋二―三Ｆ―三

株式会社ＧＲＯＵＮＤ

代表清算人　佐藤　雅哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都国分寺市日吉町四丁目一〇番地二二

有限会社雄紀工業

清算人　馬場　幸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区赤坂八丁目七番一八号ハイ・トリオ赤坂八丁目二〇五号室

合同会社アベリオ

清算人　ラムラー・ネイサン・ジョン

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＬＳＡ

代表清算人　上田　耕士

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都大田区池上一丁目五―七―一〇六号

株式会社ファルフ

代表清算人　安倍友梨子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区赤坂八丁目七番一八号ハイ・トリオ赤坂八丁目二〇五号室

カイロングループ株式会社

代表清算人　ラムラーネイサンジョン

解散公告

当社は、令和八年九月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

Ｋ＆Ｈ合同会社

代表清算人　荒瀬　晃介

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都台東区上野二丁目六番三号

Ｆ．Ｍ２０２０合同会社

清算人　ウパタンサランレワディー

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都文京区水道二丁目九番八江戸川ハイツ二〇五号室

Ｐｌｅｒｏｍａ株式会社

代表清算人　董　建偉

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区築地五丁目四番一九号

Ａｘｅｌｎａ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ合同会社

清算人　アレックス・ヤップ・クン・ミン

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都羽村市五ノ神三丁目七番地の一四

有限会社正栄商会

清算人　小林　進一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区銀座一丁目一五―七マック銀座ビル八〇一

株式会社Ｐｒｉｅｒ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　田口恵美子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都西東京市田無町四丁目六番二号

小林設計建設株式会社

代表清算人　小林　一人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ

株式会社Ｔ　Ａｄｖｉｓｏｒｙ

代表清算人　沼沢　想太

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号

日本橋三丁目スクエア一一階

Ａ４ＪＰ　Ｏｃｔｏｂａｌｌ一般社団法人

代表清算人　清水　庸三

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一番地一　クロスゲート七階

株式会社データ・クォリティー

代表清算人　全　学　英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

横浜市旭区今宿一丁目四三番二一号

合同会社事業承継戦略研究所

清算人　田中　一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

神奈川県横浜市山下町九九番地

Ｗｈａｒｆ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｗｏｒｋｓ

合同会社　代表清算人　細田　恵子

解散公告

当会社は令和八年九月二十四日解散いたしました。債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年十月十四日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一一番地二

川崎フロンティアビル四階

ＳｏｌａＡｒｃ合同会社

清算人　宿利　安弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

横浜市南区二葉町一丁目一番地九グランシティ横濱二〇一号

株式会社Ｅ・Ｋビューティーオフィス

代表清算人　是末　悦子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

横浜市磯子区森五丁目四番一〇号

ＦＡＭ合同会社

清算人　服部　京子

解散公告

当社は、令和三年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

富山市婦中町速星八四一番地三

株式会社ポレポレ

代表清算人　牧野　武志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

長野県木曽郡木曽町日義二二五六番地一

八幡工業株式会社

代表清算人　加藤　拓哉

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

福井県坂井市丸岡町上田町一丁目一番地

株式会社Ｔ＆Ｓ

代表清算人　齊藤　園子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

静岡県島田市中央町七番の一一

特定非営利活動法人未来クリエート21

清算人　伊藤　育子

解散公告

当社は、令和八年七月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

岐阜県各務原市桜木町五丁目七九番地

Ｐｉｎｅ　Ｒｏｏｔｓ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ合同会社　清算人　坂井裕歌里

解散公告

当社は、令和八年八月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

岐阜市松鴻町二丁目一七番地一五

株式会社深尾繁一商事

代表清算人　大澤　英子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第二森ビル四〇一

有限会社ハヤシ

清算人　林　建吾

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

愛知県名古屋市中村区名駅三―四―一〇ア

ルティメイト名駅１Ｓｔ二階

一般社団法人健康と生活環境改善協会

代表清算人　村田　剛

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

名古屋市北区大曽根三丁目一〇番七号

ＦＸコネクトプラス株式会社

代表清算人　鳥羽　真由

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

名古屋市港区築盛町八〇番地の二

有限会社ニシテック

清算人　西﨑　真

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

京都府舞鶴市森九八七番地

合同会社フクロウ

代表清算人　鬼頭　秀行

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七番地　第二キョートビル四〇二

合同会社ＬＩＶＩＮＧ　ＦＯＲＥＳＴ

清算人　旭　彩

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

京都市下京区西七条北東野町九五番地

楽道株式会社

代表清算人　林　廣榮

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市淀川区西中島三丁目九番一三号ＮＬＣ新大阪８号館四〇七号室

特定非営利活動法人ＱＯＬマネジメント

清算人　大沼　裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府和泉市王子町三丁目三番七号

和泉機材産業株式会社

代表清算人　陳　志国

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市西成区山王二丁目二番二〇号永益山王ハイツ２―二〇一号　一頭牛株式会社

代表清算人　管　懐源

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府豊能郡能勢町栗栖一六番地の二

株式会社横川石油

代表清算人　横川　靖久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府茨木市駅前四丁目四番二七号

ハルシステムズ有限会社

清算人　細見　朱美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市住之江区粉浜西二丁目三番四七号

南側建物

代表清算人　白川　雅一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋二〇一Ｃ

伊澤株式会社

代表清算人　毛　萍

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町七〇八Ｂ　日本佳沛株式会社

代表清算人　顧　麗娟

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府茨木市駅前四丁目四番二七号

ハルシステムズ有限会社

清算人　細見　朱美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市住之江区粉浜西二丁目三番四七号

南側建物

代表清算人　白川　雅一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋二〇一Ｃ

伊澤株式会社

代表清算人　毛　萍

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町一二〇一Ｂ

万川集海株式会社

代表清算人　姜　文傑

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館一一〇Ａ

日豊偉業株式会社

代表清算人　盛　綱

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府茨木市野々宮一丁目四番四五号

ハーティス・プロ株式会社

代表清算人　日下　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市住之江区浜口西二丁目二番一二号

有限会社山﨑伝うるし工芸舎

清算人　山﨑　和幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府阪南市箱作二五二〇番地の一五

株式会社一紗

代表清算人　勝井　平治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

神戸市東灘区住吉本町一丁目六番八号

株式会社Ｏｖａｔｉｏｎ　Ｐｌｕｓ

代表清算人　梅村　雄士

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

兵庫県尼崎市上坂部二丁目六番一〇号

株式会社中の島商会

代表清算人　熱田　敏広

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

岡山県美作市豊国原一二五番地六

一般社団法人ＥＡＲＴＨ　ＣＡＮＶＡＳ

清算人　佐々木聖子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

広島県安芸郡海田町窪町四番二号

恵庭産業有限会社

清算人　ハン・キャサリン・グアンテロ

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

広島市東区戸坂惣田二丁目六番一七号

株式会社ロータスポンド

代表清算人　蓮池　省三

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

福岡市博多区博多駅前一丁目四番一号

株式会社熊本合同

代表清算人　土方　範孝

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

福岡県筑紫野市大字山家三七二一番地

小野建設有限会社

代表清算人　小野　和子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

福岡県飯塚市川津三九八番地

エースコンピューターサービス株式会社

代表清算人　田中　敏博

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本県熊本市中央区世安二丁目四番一七号

有限会社宅建遵天堂

代表清算人　田代　知行

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

沖縄県石垣市字真栄里一九三番地一

Ｍａｒｋｙｓ　ｃｏｍｐａｎｙ合同会社

清算人　麻中　真樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

沖縄県豊見城市字翁長八四五番地の八

株式会社上原仮設機材

代表清算人　上原　重男

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年六月二十八日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪府三島郡島本町山崎三丁目八番一号

大阪染工労働組合清算委員会

清算人　藤井　章統

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

北海道北見市本町四丁目二番九号

医療法人社団小西歯科医院

清算人　小西　慶明

解散公告（第二回）

当法人は、令和三年十一月十三日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

愛媛県松山市北条辻三一八番地一

医療法人松木医院

清算人　永井　卓也

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本県下益城郡美里町馬場七五七番地一

医療法人田上会

清算人　田上　洋一

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

宮崎県えびの市大字向江五〇六番地

医療法人黎明会

清算人　黒木富士子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月三十一日をもって診療所を閉鎖したため、定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

沖縄県うるま市石川東山二丁目三〇番一四号

医療法人新風会

清算人　山口　隆

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

栃木県宇都宮市大和二丁目一番二三号
医療法人耳鼻咽喉科佐藤クリニック
清算人　佐藤　克廣

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年八月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

東京都渋谷区桜丘町一二番八号
渋谷コーポラス管理組合法人
代表清算人　笹本　秀文

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年九月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

福岡県八女市新庄一六一五番地
農事組合法人若獅子
清算人　大石　浩嗣

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十四日

鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水三五七番地
医療法人橋口医院
清算人　橋口美貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県八幡平市田頭第一九地割七〇番地一、最後の住所岩手県八幡平市田頭第二六地割一九番地四　被相続人　亡　岡田　牧子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

岩手県盛岡市神明町五番四号
相続財産清算人　弁護士法人岩手銀河法律事務所　代表者社員　須山　通治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町谷田三七四番地、最後の住所栃木県那須烏山市滝田一八六七番地三　敬愛荘　被相続人　亡　青柳　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

栃木県宇都宮市東宿郷三丁目一―九あかねビル八階Ｃ　らいと法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田島　聡紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田四丁目三番、最後の住所埼玉県新座市大和田四丁目三番二八号
被相続人　亡　髙橋　正成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目三番一号高砂サニーコーポ三〇五号久竜法律事務所　相続財産清算人　弁護士　梶原里奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市上根六六番地四三、最後の住所埼玉県熊谷市原島一二八九番地一有料老人ホーム富士っ家　被相続人　亡　大久保勝正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県東松山市材木町一七番一六号
相続財産清算人　司法書士　山賀　里美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市寿町一丁目二三三九番地九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　酒井　悟志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県川越市喜多町二番地六喜多町ビル四階佐々木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐々木　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市北二丁目二八六九番地一、最後の住所埼玉県羽生市大字砂山八番地一あしび寮　被相続人　亡　山本千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

埼玉県羽生市中央三丁目一番一九号クロスビル二階羽生木犀法律事務所
相続財産清算人　弁護士　杉臣　幸恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富里市七栄三〇六番地六五、最後の住所千葉県富里市七栄三〇六番地六五
被相続人　亡　竹井日出夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル九階　弁護士法人山本総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石川　賢悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市藤尾奥町二六番、最後の住所千葉県市川市原木一丁目四番一一号ローズガーデンハウス　被相続人　亡　安田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉県船橋市前原東一丁目五番四号
アソルティ津田沼三階　徳永法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大石　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市行田一丁目三三六番地、最後の住所千葉県市川市若宮一丁目一三番一八号　被相続人　亡　國松　篤夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川名　秀太

第76期決算公告　令和８年９月14日

埼玉県春日部市南一丁目６番９号
金杉建設株式会社
代表取締役　吉川　祐介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,697,391
	固定資産	10,308,876
	合計	13,006,267
負債及び純資産の部	流動負債	2,466,765
	固定負債	2,330,663
	株主資本	8,208,839
	資本金	98,000
	資本剰余金	18,000
	利益剰余金	8,096,539
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	8,072,039
	（うち当期純利益）	(644,046)
	自己株式	△3,700
	合計	13,006,267

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市美浜区磯辺三丁目三六番、最後の住所千葉市美浜区磯辺三丁目三六番一五号　被相続人　亡　宮田　健児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大島　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越五丁目三六番地、最後の住所千葉県市原市押沼一三七番地　被相続人　亡　橋田　仁男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ＣＩ―２２ビル七階　弁護士法人さくら綜合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　竹村　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市城三五七番地、最後の住所千葉県佐倉市城三五七番地六　被相続人　亡　佐瀬　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目九番九号エレル千葉中央ビル五階プライム法律事務所　相続財産清算人　弁護士　土屋　孝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区早稲田鶴巻町五五五番地、最後の住所東京都杉並区成田東二丁目三七番二〇号　ソレジオ杉並一〇二　被相続人　亡　長峯　幾男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　伊藤　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区赤堤二丁目一一三三番地、最後の住所東京都東村山市廻田町四丁目二二番地一七　被相続人　亡　桑原　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区大島四丁目一二番地一三、最後の住所川崎市川崎区大島四丁目一二番一一号　被相続人　亡　小林　関

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

神奈川県川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル八階　相続財産清算人　弁護士　山本　友也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府長岡京市神足木寺町三番地一、最後の住所京都府城陽市富野東田部六九番地の一　凛　被相続人　亡　小田　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

京都市下京区烏丸通松原下ル五条烏丸町四〇〇　欧風館五階　嶋田隼也法律事務所　相続財産清算人　弁護士　嶋田　隼也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市大井町並河中嶋五四番地、最後の住所京都府亀岡市大井町並河中嶋五四番地　被相続人　亡　岩本　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

京都市中京区西方寺町一六八―一ＹＫビル一階　米澤法律事務所　相続財産清算人　弁護士　米澤　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区南玉造町三四番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田一丁目七番三三号　被相続人　亡　水原　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市北区角田町八番四七号阪急グランドビル二〇階　相続財産清算人　弁護士　杉田　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市磯上町一丁目二〇番、最後の住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬二丁目一六番一六―七号　被相続人　亡　渕上　弘巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市北区西天満二丁目二番三―Ａ〇九号　相続財産清算人　弁護士　岸田　好美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市八日市金屋二丁目五四六番地、最後の住所大阪府高槻市清福寺町一〇番二九号　被相続人　亡　松居　緑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

大阪市中央区北浜二―六―一一近鉄淀屋橋ビル二階　相続財産清算人　弁護士　新田　紀仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市高田町一三二四番地、最後の住所兵庫県尼崎市大庄北三丁目五番一九号　被相続人　亡　八木田潤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

兵庫県尼崎市潮江一丁目二〇―一アミング潮江イーストＡ二棟四〇一西Ｂ　相続財産清算人　弁護士　酒井健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市若葉台二丁目一二番二号の住所奈良県奈良市若葉台二丁目一二番二号　被相続人　亡　田代　隆啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

奈良市登大路町五番地修徳ビル三階わかくさ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　伊﨑　翔

第35期決算公告

令和8年10月14日
千葉県八千代市勝田台北一丁目1番1号
株式会社みかど
代表取締役　三角　芳恵

貸借対照表の要旨

（令和8年7月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	256,030
	固定資産	1,267,120
	合計	1,523,150
負債及び純資産の部	流動負債	22,260
	固定負債	1,395,911
	株主資本	104,979
	資本金	25,000
	利益剰余金	79,979
	その他利益剰余金	79,979
	（うち当期純利益）	(25,369)
	合計	1,523,150

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市田井四丁目三〇番、最後の住所岡山県玉野市田井四丁目三〇番一六号
被相続人　亡　三宅　詩津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号岡山シンフォニービル一階おかやま丸の内法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山下宗一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市仁方西神町二九三一番地一、最後の住所広島県呉市仁方西神町二四番二二号
被相続人　亡　上迫千代枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

広島県江田島市大柿町大原四番地一
相続財産清算人　司法書士　立井　尚宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字西上原九〇番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　野市　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

広島県三原市港町三丁目二〇番一号
相続財産清算人　司法書士　熊谷　祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市上小鯖二三二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　鶴代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

山口県山口市中央四丁目二番四号　弁護士法人山口第一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横山　詩土

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市新町四丁目六番地二五、最後の住所熊本市本荘二丁目七番一四号
被相続人　亡　池邉　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本市中央区内坪井町七番一一号コーポ益田二〇一
相続財産清算人　司法書士　堀田　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市本荘四丁目六番地七、最後の住所熊本市本荘二丁目七番一一号
被相続人　亡　鈴木田恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

熊本市中央区内坪井町七番一一号コーポ益田二〇一
相続財産清算人　司法書士　堀田　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市片田町二九〇一番地三、最後の住所宮崎県延岡市片田町二九〇一番地三
被相続人　亡　須原　佳樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十四日

宮崎県宮崎市宮田町一〇番二五号　宮田町ビル四〇二号
相続財産清算人　弁護士　山崎真一朗

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　外石　利子
最後の住所　東京都港区芝浦二丁目一七番九―五〇九号
生年月日　昭和四年二月二十六日
死亡年月日　令和五年九月十八日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二六二二九号
四　供託金額　六〇一万七七六三円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第七七〇二号

令和八年十月十四日

東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所
相続財産管理人　横松　昌典

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　奥村　幸雄
最後の住所　東京都文京区千駄木二丁目三四番一一号エルミ千駄木一〇三
生年月日　昭和三十一年三月一日
死亡年月日　令和八年二月十二日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二五三六一号
四　供託金額　三八二、六七八円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第六一四一号

令和八年十月十四日

東京都文京区大塚四丁目一六番七号佐久ハイツ三〇三号室
相続財産管理人　成田　雄一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①シノケン・レジデンシャル投資法人　②国土交通大臣　投法第143号　③清算執行人　宮原秀一郎　④東京都港区浜松町二丁目３番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都港区浜松町二丁目３番１号　シノケン・レジデンシャル投資法人　清算執行人　宮原秀一郎

①豊田ハウス株式会社　②愛知県知事(6)18400　③代表取締役　池田暁彦　④愛知県豊田市山之手４丁目134番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊田市山之手４丁目134番地　豊田ハウス株式会社　代表取締役　池田暁彦

①ふくとく不動産　②愛知県知事(4)21099　③徳田富雄　④愛知県名古屋市千種区猫洞通五丁目10番地２タウンコート本山１Ｂ号室　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市千種区猫洞通五丁目10番地２タウンコート本山１Ｂ号室　ふくとく不動産　徳田富雄

配当公告

千葉県館山市沼一〇三二番地
破産者　東生産業株式会社

右の者に対する千葉地方裁判所館山支部令和六年（フ）第十九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七三、四四九、二〇〇円
一、配当することのできる金額
金三〇、二〇九、四九八円
令和八年十月十四日
千葉県鴨川市横渚一〇六七番地三かめやビル一三階Ｃ号室　かもがわ総合法律事務所
破産管財人　弁護士　金澤　佳弘

第10期決算公告　令和８年８月21日
東京都中央区新川二丁目８番４号
株式会社バカン
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,249,767
	固定資産	174,765
	資産合計	**1,424,533**
負純資産及び部	流動負債	648,704
	固定負債	539,841
	株主資本	219,550
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,098,903
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	1,048,903
	利益剰余金	△929,353
	その他利益剰余金	△929,353
	（うち当期純損失）	(360)
	新株予約権	16,437
	負債・純資産合計	**1,424,533**

第29期決算公告
令和８年10月14日
東京都豊島区池袋２丁目68番１号
福龍池袋ビル
株式会社サンリツ・インターナショナル
代表取締役　栗田　秀子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	129,102,335
	固定資産	1,062,101,200
	資産合計	**1,191,203,535**
負純資産及び部	流動負債	84,421,857
	固定負債	1,066,203,228
	株主資本	40,578,450
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	30,578,450
	その他利益剰余金	30,578,450
	（うち当期純利益）	(22,574,805)
	負債・純資産合計	**1,191,203,535**

決算公告　令和８年10月14日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
ＰＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　佐藤　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	393,524
	固定資産	9,191,060
	繰延資産	655
	資産合計	**9,585,240**
負純資産及び部	流動負債	3,082,244
	固定負債	4,882,000
	株主資本	1,620,995
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,790,000
	その他資本剰余金	2,790,000
	利益剰余金	△1,179,004
	その他利益剰余金	△1,179,004
	（うち当期純損失）	(72,970)
	負債・純資産合計	**9,585,240**

第３期決算公告
令和８年９月17日
山梨県甲府市丸の内２丁目32番19号1002
ＹＡＯＲＯＫＵ＆ＣＯＭＰＡＮＹ株式会社
代表取締役　佐藤　浩一
貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,740,705
	合計	**7,740,705**
負純資産及び部	流動負債	673,080
	固定負債	5,622,899
	株主資本	1,444,726
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	444,726
	その他利益剰余金	444,726
	（うち当期純利益）	(313,184)
	合計	**7,740,705**

第35期決算公告　令和８年９月30日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番３号
横浜マリノス株式会社
代表取締役　芦澤　俊介
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,547,060
	固定資産	1,192,180
	合計	**2,739,241**
負純資産及び部	流動負債	2,453,338
	固定負債	183,315
	株主資本	102,586
	資本金	99,000
	資本剰余金	6,378
	資本準備金	6,378
	利益剰余金	△ 2,791
	その他利益剰余金	△ 2,791
	（うち当期純利益）	(4,114)
	合計	**2,739,241**

第５期決算公告
令和８年９月16日
東京都品川区西五反田７丁目16番３号
株式会社Ｍｉｒｉｓ
代表取締役社長　古澤　理一
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	977,395
	固定資産	9,297
	資産合計	**986,693**
負純資産及び部	流動負債	334,824
	負債合計	**334,824**
	株主資本	651,868
	資本金	5,000
	利益剰余金	646,868
	その他利益剰余金	646,868
	（うち当期純利益）	(236,689)
	純資産合計	**651,868**
	負債・純資産合計	**986,693**

第44期決算公告
令和８年10月14日
愛知県長久手市蟹原2109番地
エイテック株式会社
代表取締役　浅田　澄夫
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,943
	固定資産	47,412
	合計	**75,355**
負純資産及び部	流動負債	38,346
	株主資本	37,009
	資本金	35,000
	利益剰余金	5,939
	利益準備金	1,935
	その他利益剰余金	4,004
	（うち当期純損失）	(21,181)
	自己株式	△3,930
	合計	**75,355**

第54期決算公告　2026年８月21日
静岡県藤枝市横内849―１
レント総合サービス株式会社
代表取締役社長　池ケ谷俊光
貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	765,005
	固定資産	372,534
	資産合計	**1,137,539**
負純資産及び部	流動負債	341,172
	（賞与引当金）	(21,201)
	固定負債	117,514
	（退職給付引当金）	(23,913)
	株主資本	678,853
	資本金	10,000
	利益剰余金	668,853
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	666,353
	（うち当期純利益）	(87,104)
	負債・純資産合計	**1,137,539**

第61期決算公告　令和８年10月14日
長野県松本市埋橋二丁目６番１号
株式会社全国長寿会
代表取締役　齋藤　秀市
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,706
	固定資産	53,812
	資産合計	**301,518**
負純資産及び部	流動負債	20,983
	固定負債	229,334
	負債合計	**250,318**
	株主資本	51,200
	資本金	30,000
	利益剰余金	21,200
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	13,700
	（うち当期純利益）	(2,806)
	純資産合計	**51,200**
	負債・純資産合計	**301,518**

第13期決算公告
令和８年10月14日
神戸市中央区海岸通６番地
株式会社ＣＢＳサービス
代表取締役社長　梶原　康平
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,303
	固定資産	1,726
	資産合計	**30,029**
負純資産及び部	流動負債	8,345
	固定負債	0
	株主資本	21,684
	資本金	1,000
	利益剰余金	20,684
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	20,657
	（うち当期純利益）	(739)
	負債・純資産合計	**30,029**

第57期決算公告
令和８年10月14日
神戸市中央区海岸通６番地
株式会社ＣＢＳファシリティーズ
代表取締役　中井　啓太
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	199,872
	固定資産	20,291
	資産合計	**220,163**
負純資産及び部	流動負債	66,435
	固定負債	0
	株主資本	153,728
	資本金	30,000
	利益剰余金	123,728
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	120,728
	（うち当期純利益）	(59,338)
	負債・純資産合計	**220,163**

第７期決算公告　令和８年10月14日
神戸市中央区海岸通６番地
株式会社ＣＢＳホールディングス
代表取締役　友方　裕介
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,149
	固定資産	141,864
	資産合計	**168,014**
負純資産及び部	流動負債	12,474
	固定負債	39,151
	株主資本	116,388
	資本金	50,000
	資本剰余金	33,122
	資本準備金	33,122
	利益剰余金	33,266
	その他利益剰余金	33,266
	（うち当期純利益）	(4,125)
	負債・純資産合計	**168,014**

決　算　公　告

令和８年 10 月 14 日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号

Ｃｌａｒｅｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　佐藤　大輔

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	35,656	流動負債	950
固定資産	2,800,000	株主資本	2,843,038
繰延資産	9,974	資本金	23,165
		資本剰余金	2,853,165
		資本準備金	13,165
		その他資本剰余金	2,840,000
		利益剰余金	△33,291
		その他利益剰余金	△33,291
		（うち当期純損失）	（11,753）
		新株予約権	1,643
資産合計	2,845,631	負債・純資産合計	2,845,631

第 45 期 決 算 公 告

2026 年９月 28 日

群馬県藤岡市立石1253番地

吾嬬ゴム工業株式会社

代表取締役　末富　重夫

貸借対照表の要旨　（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	730,145	流動負債	157,214
固定資産	188,521	（うち賞与引当金）	（4,483）
		固定負債	5,083
		株主資本	756,015
		資本金	20,000
		利益剰余金	976,015
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	971,015
		（うち当期純利益）	（74,256）
		自己株式	△240,000
		評価・換算差額等	353
		その他有価証券評価差額金	353
資産合計	918,667	負債・純資産合計	918,667

第 29 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日　東京都新宿区西早稲田二丁目20番15号

ラインズ株式会社

代表取締役社長　山口　洋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,699,811	流動負債	2,386,724
固定資産	5,918,097	賞与引当金	58,835
		固定負債	79,316
		役員退職慰労引当金	63,920
		株主資本	5,151,868
		資本金	50,000
		資本剰余金	96,211
		その他資本剰余金	96,211
		利益剰余金	5,005,657
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	4,993,157
		（うち当期純利益）	（1,101,781）
資産合計	7,617,908	負債・純資産合計	7,617,908

第 60 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日　岡山県和気郡和気町大中山1249番地

株式会社日本チャンキー

代表取締役　藤江　敏史

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,610,017	流動負債	1,053,934
固定資産	2,857,111	固定負債	188,156
有形固定資産	2,689,620	負債合計	1,242,090
無形固定資産	42,079	株主資本	5,200,355
投資その他の資産	125,412	資本金	270,000
		利益剰余金	4,930,355
		利益準備金	67,500
		その他利益剰余金	4,862,855
		（うち当期純利益）	（222,748）
		評価・換算差額等	24,683
		繰延ヘッジ損益	24,683
		純資産合計	5,225,038
資産合計	6,467,128	負債・純資産合計	6,467,128

第 15 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日　東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号

株式会社ＯＮＬ

代表取締役社長　磯部　融輝

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37,177	流動負債	180
		固定負債	1
		株主資本	36,995
		資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	6,995
		その他利益剰余金	6,995
		（うち当期純損失）	（583）
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
合計	37,177	合計	37,177

第 39 期 決 算 公 告

令和８年８月 31 日　東京都世田谷区瀬田二丁目26番７号

伊佐ホームズ株式会社

代表取締役　伊佐　裕

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	469,976	流動負債	419,461
固定資産	382,385	完成工事補償引当金	3,098
		賞与引当金	5,000
		固定負債	341,449
		退職給付引当金	30,455
		株主資本	91,451
		資本金	50,000
		資本剰余金	19,012
		その他資本剰余金	19,012
		利益剰余金	22,438
		利益準備金	540
		その他利益剰余金	21,898
		（うち当期純利益）	（12,010）
合計	852,361	合計	852,361

第 66 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日　愛知県瀬戸市東横山町75番地

名東興産株式会社

代表取締役　加藤千恵子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,857	流動負債	1,070
固定資産	23,823	固定負債	17,155
		負債合計	18,225
		株主資本	7,446
		資本金	100
		利益剰余金	7,346
		（利益準備金）	（25）
		（その他利益剰余金）	（7,321）
		（うち当期純利益）	（1,314）
		評価・換算差額等	8
		純資産合計	7,455
資産合計	25,680	負債・純資産合計	25,680

第 56 期 決 算 公 告

令和８年９月 10 日　新潟県長岡市表町１丁目４番地24

ソリマチ株式会社

代表取締役　反町　秀樹

貸借対照表の要旨　（令和８年６月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,040,728	流動負債	557,220
固定資産	4,749,268	固定負債	1,383,000
		負債合計	1,940,220
		株主資本	6,849,776
		資本金	49,500
		資本剰余金	87,500
		資本準備金	87,500
		利益剰余金	6,712,776
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	6,682,776
		（うち当期純利益）	（219,562）
		純資産合計	6,849,776
資産合計	8,789,996	負債・純資産合計	8,789,996

第72期決算公告

2026年10月14日
香川県高松市郷東町796―50
株式会社マルトク
代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	265,231
	固定資産	183,681
	合計	448,913
負債及び純資産の部	流動負債	124,286
	（賞与引当金）	(371)
	固定負債	32,666
	（退職給付引当金）	(750)
	株主資本	291,960
	資本金	35,000
	利益剰余金	256,960
	利益準備金	4,261
	その他利益剰余金	252,699
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	448,913

第12期決算公告

2026年10月14日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光２特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	14,808	流動負債	2,623
その他の資産	420	固定負債	11,823
流動資産	381	負債合計	14,446
固定資産	32	社員資本	782
繰延資産	6	特定資本金	0
		Ｂ種優先資本金	778
		剰余金	3
		当期未処分利益	3
		純資産合計	782
資産合計	15,228	負債・純資産合計	15,228

損益計算書の要旨
（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	382
営業費用	339
営業利益	42
営業外収益	0
営業外費用	38
経常利益	4
税引前当期純利益	4
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	3

第８期決算公告

2026年10月14日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社KPMG Ignition Tokyo
代表取締役社長　森谷　強

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,579,219
	固定資産	197,024
	資産合計	1,776,244
負債及び純資産の部	流動負債	1,657,797
	固定負債	53,907
	株主資本	64,539
	資本金	60,000
	利益剰余金	4,539
	その他利益剰余金	4,539
	（うち当期純利益）	(606)
	負債・純資産合計	1,776,244

第４期決算公告

2026年10月14日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	7,730	流動負債	2,811
その他の資産	705	固定負債	3,876
流動資産	699	負債合計	6,687
固定資産	4	社員資本	1,748
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	1,306
		剰余金	442
		当期未処分利益	442
		純資産合計	1,748
資産合計	8,435	負債・純資産合計	8,435

損益計算書の要旨
（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	586
営業費用	133
営業利益	453
営業外収益	0
営業外費用	8
経常利益	445
特別損失	2
税引前当期純利益	443
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	442

第59期決算公告

令和８年９月25日
東京都港区西新橋三丁目６番10号
株式会社工業市場研究所
代表取締役　渡邊　竜也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,064,826
	固定資産	210,464
	資産合計	1,275,290
負債及び純資産の部	流動負債	92,482
	固定負債	73,000
	引当金	73,000
	株主資本	1,109,808
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,094,908
	利益準備金	3,800
	その他利益剰余金	1,091,108
	（うち当期純利益）	(114,784)
	負債・純資産合計	1,275,290

第23期決算公告

令和８年10月14日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
常盤１特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	13,169	流動負債	305
流動資産	638	固定負債	23,000
固定資産	12,531	負債合計	23,306
その他の資産	11,942	純資産の部	
流動資産	741	社員資本	1,805
固定資産	11,191	特定資本金	0
繰延資産	9	優先資本金	237
		剰余金	1,568
		当期未処分利益	1,568
		純資産合計	1,805
資産合計	25,112	負債・純資産合計	25,112

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,038
営業費用	1,639
営業利益	1,398
営業外収益	169
営業外費用	0
経常利益	1,568
税引前当期純利益	1,568
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,568
前期繰越利益	0
当期未処分利益	1,568

第１期決算公告

令和８年８月21日
東京都中央区新川二丁目８番４号
株式会社VACAN Technologies
代表取締役　田巻　流

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,460
	固定資産	1,343
	資産合計	50,804
負債及び純資産の部	流動負債	2,103
	株主資本	48,700
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△1,299
	その他利益剰余金	△1,299
	（うち当期純損失）	(1,299)
	負債・純資産合計	50,804

第23期決算公告

令和８年10月14日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
常盤２特定目的会社
取締役　小澤　文子

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	16,499	流動負債	687
流動資産	724	固定負債	24,792
固定資産	15,775	負債合計	25,479
その他の資産	10,538	純資産の部	
流動資産	1,155	社員資本	1,558
固定資産	9,368	特定資本金	0
繰延資産	14	優先資本金	175
		剰余金	1,383
		当期未処分利益	1,383
		純資産合計	1,558
資産合計	27,038	負債・純資産合計	27,038

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,139
営業費用	1,925
営業利益	1,213
営業外収益	169
営業外費用	0
経常利益	1,383
税引前当期純利益	1,383
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,383
前期繰越利益	―
当期未処分利益	1,383

第 23 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
常盤３特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	14,917	流動負債	314
流動資産	640	固定負債	21,050
固定資産	14,276	負債合計	21,364
その他の資産	9,004	純資産の部	
流動資産	759	社員資本	2,557
固定資産	8,230	特定資本金	0
繰延資産	15	優先資本金	1,417
		剰余金	1,139
		当期未処分利益	1,139
		純資産合計	2,557
資産合計	23,922	負債・純資産合計	23,922

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,637
営業費用	1,669
営業利益	968
営業外収益	173
営業外費用	0
経常利益	1,141
税引前当期純利益	1,141
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,139
前期繰越利益	0
当期未処分利益	1,139

第 35 期決算公告　令和８年10月14日

東京都新宿区百人町二丁目27番７号
株式会社マスターピース
代表取締役　吉川　裕治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	307,334
	固定資産	30,852
	資産合計	338,186
負債及び純資産の部	流動負債	78,775
	固定負債	10,458
	役員退職慰労引当金	10,458
	株主資本	248,952
	資本金	21,000
	利益剰余金	227,952
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	222,702
	（うち当期純利益）	(121,866)
	負債・純資産合計	338,186

第 14 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
常盤６特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	12,722	流動負債	161
流動資産	158	固定負債	10,700
固定資産	12,563	負債合計	10,861
その他の資産	1,089	純資産の部	
流動資産	995	社員資本	2,950
固定資産	66	特定資本金	0
繰延資産	28	優先資本金	3,726
		剰余金	△775
		当期未処理損失	775
		純資産合計	2,950
資産合計	13,811	負債・純資産合計	13,811

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	708
営業費用	831
営業損失	122
営業外収益	1
営業外費用	0
経常損失	121
税引前当期純損失	121
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	122
前期繰越損失	652
当期未処理損失	775

第 10 期決算公告　令和８年９月24日

東京都豊島区西池袋一丁目11番１号
株式会社レトリバ
代表取締役　田口　琢也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	310,844
	固定資産	69,401
	資産合計	380,246
負債及び純資産の部	流動負債	90,053
	（賞与引当金）	(12,668)
	固定負債	338,460
	株主資本	△48,266
	資本金	10,000
	資本剰余金	299,174
	資本準備金	299,174
	利益剰余金	△357,441
	その他利益剰余金	△357,441
	（うち当期純損失）	(87,322)
	負債・純資産合計	380,246

第 45 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
川崎市宮前区西野川三丁目５番６号
株式会社ワイゼン
代表取締役　田畑　奈那

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,221,891
	固定資産	78,609,406
	合計	104,831,297
負債及び純資産の部	流動負債	11,880,009
	株主資本	92,951,288
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	55,551,288
	その他利益剰余金	55,551,288
	（うち当期純利益）	(6,868,159)
	自己株式	△2,600,000
	合計	104,831,297

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日
川崎市宮前区西野川三丁目五番六号
株式会社ワイゼン
代表取締役　田畑　奈那

第 20 期決算公告　令和８年９月24日

東京都豊島区西池袋一丁目11番１号
株式会社万葉
代表取締役　大場　寧子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,674
	固定資産	4,580
	資産合計	189,255
負債及び純資産の部	流動負債	38,284
	固定負債	10,956
	株主資本	140,014
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,620
	資本準備金	10,620
	利益剰余金	119,394
	その他利益剰余金	119,394
	（うち当期純利益）	(14,306)
	負債・純資産合計	189,255

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
Ｖ京都東山特定目的会社
取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	7,539,086	流動負債	581,681
特定資産の部合計	7,539,086	固定負債	7,000,000
その他の資産	911,880	負債合計	7,581,681
流動資産	688,165	社員資本	869,286
固定資産	144,855	特定資本金	100
繰延資産	78,860	優先資本金	900,000
		剰余金	△30,813
		当期未処理損失	30,813
		純資産合計	869,286
資産合計	8,450,967	負債・純資産合計	8,450,967

損益計算書の要旨
（自　令和８年２月20日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	85,020
営業費用	115,761
営業損失	30,740
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	30,740
税引前当期純損失	30,740
法人税、住民税及び事業税	72
当期純損失	30,813

第 1 期決算公告　令和８年10月14日

東京都港区浜松町２―５―３
東京リズエナジ株式会社
代表取締役　樋口　博基

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,484
	固定資産	414
	資産合計	13,898
負債及び純資産の部	流動負債	794
	株主資本	13,104
	資本金	9,000
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	7,000
	利益剰余金	△2,896
	その他利益剰余金	△2,896
	（うち当期純損失）	(2,896)
	負債・純資産合計	13,898

第７期決算公告

令和８年10月14日
東京都新宿区西新宿八丁目１番２―615号
ＰＭＯ西新宿
株式会社イデアロジー
代表取締役　坂本　哲朗

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,576
	固定資産	72,827
	資産合計	110,403
負純資産の債及び部	流動負債	69,323
	固定負債	36,954
	株主資本	4,125
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,875
	その他利益剰余金	△5,875
	（うち当期純利益）	(38,195)
	負債・純資産合計	110,403

第６期決算公告

令和８年10月14日
東京都中央区銀座一丁目６番11号
シード特定目的会社
取締役　壽命　正晃

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	31,155,406	流動負債	102,910
固定資産	31,155,406	負債合計	102,910
その他資産	1,533,055	社員資本	32,585,552
流動資産	1,532,151	特定資本金	100
繰延資産	904	優先資本金	32,769,100
		剰余金	△183,647
		当期未処理損失	183,647
		純資産合計	32,585,552
資産合計	32,688,462	負債・純資産合計	32,688,462

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	209,250
営業費用	392,259
営業損失	183,009
営業外収益	571
経常損失	182,437
税引前当期純損失	182,437
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	183,647

第６期決算公告

令和８年９月29日
東京都港区新橋二丁目16番１号
株式会社ＷＩＲＥＢＡＳＥ
代表取締役　中村　伸志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	228
	固定資産	41
	資産合計	270
負純資産の債及び部	流動負債	117
	固定負債	63
	株主資本	89
	資本金	69
	資本剰余金	67
	資本準備金	67
	利益剰余金	△47
	その他利益剰余金	△47
	（うち当期純利益）	(25)
	負債・純資産合計	270

第17期決算公告

令和８年10月14日
千葉県浦安市日の出六丁目23番20号
株式会社Daison Stainless
代表取締役　大村　貴博

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	181,799
	固定資産	204,796
	繰延資産	2,896
	資産合計	389,492
負純資産の債及び部	流動負債	46,334
	固定負債	218,742
	株主資本	124,414
	資本金	1,000
	利益剰余金	123,414
	その他利益剰余金	123,414
	（うち当期純利益）	(23,922)
	負債・純資産合計	389,492

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｄａｍ（住所千葉県浦安市日の出六丁目二三番二〇号）に対して当社の不動産保有・賃貸・管理及び売買事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日
千葉県浦安市日の出六丁目二三番二〇号
株式会社Ｄａｉｓｏｎ Ｓｔａｉｎｌｅｓｓ
代表取締役　大村　貴博

第26期決算公告

令和８年10月14日
群馬県前橋市表町二丁目30番８号アクエル前橋３階
株式会社フレンドパーク
代表取締役　井上　治

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	64,784,443	流動負債	64,767,003
固定資産	80,867,550	固定負債	65,197,754
有形固定資産	56,708,391	株主資本	15,687,236
無形固定資産	5,964,274	資本金	62,500,000
投資その他の資産	18,194,885	資本剰余金	0
繰延資産	0	資本準備金	0
		利益剰余金	△46,812,764
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△46,812,764
		（うち当期純損失）	(27,140,438)
資産合計	145,651,993	負債・純資産合計	145,651,993

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三五〇万円減少し四九〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年八月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日
群馬県前橋市表町二丁目三〇番八号アクエル前橋三階
株式会社フレンドパーク
代表取締役　井上　治

第８期決算公告

令和８年10月14日
神奈川県相模原市南区相南四丁目23番15号２階
地研テクノホールディングス株式会社
代表取締役　木村　英明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	105,485
	固定資産	407,060
	合計	512,546
負純資産の債及び部	流動負債	2,031
	固定負債	415,969
	株主資本	94,545
	資本金	10,000
	利益剰余金	84,545
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	82,045
	（うち当期純利益）	(34,611)
	合計	512,546

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十一月十六日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議は令和八年十一月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　二頁

左記のとおりです。

令和八年十月十四日
神奈川県相模原市南区相南四丁目二三番一五号二階
（甲）地研テクノ株式会社
代表取締役　池冨　隆秀
神奈川県相模原市南区相南四丁目二三番一五号二階
（乙）地研テクノホールディングス株式会社
代表取締役　木村　英明

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第５期決算公告

令和８年10月14日
東京都新宿区西新宿三丁目５番３号
西新宿ダイヤモンドパレス７階
リビルド株式会社
代表取締役　古東　久典

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,600,887
	固定資産	392,129,923
	資産合計	395,730,810
負純資産の債及び部	流動負債	421,322,368
	負債合計	421,322,368
	株主資本	△25,591,558
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△26,591,558
	その他利益剰余金	△26,591,558
	（うち当期純損失）	(9,099,151)
	純資産合計	△25,591,558
	負債・純資産合計	395,730,810

合併公告

当社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月十四日
東京都新宿区西新宿三丁目五番三号西新宿ダイヤモンドパレス七階
（甲）リビルド株式会社
東京都港区南青山一丁目三番一号
代表取締役　古東　久典
（乙）合同会社マルセイユ
兵庫県芦屋市六麓荘町一一番五号
代表社員　古東　久典
（丙）合同会社NoriMaki
代表社員　古東　久典

第８期決算公告

令和８年10月14日
東京都千代田区丸の内一丁目６番２号
新丸の内センタービルディング21階
ACAMS Japan株式会社
代表取締役　ノーラン・マシュー・アイケン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	297,254
	固定資産	7,755
	合計	305,009
負純資産の債及び部	流動負債	277,597
	株主資本	27,412
	資本金	1,000
	利益剰余金	21,076
	その他利益剰余金	21,076
	（うち当期純利益）	(5,336)
	合計	305,009

第９期決算公告

令和８年10月14日
京都市左京区下鴨北園町20番地３
バーベナコーポレーション株式会社
代表取締役　檜山かおる

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,502
	固定資産	139
	合計	11,642
負純資産の債及び部	流動負債	4,676
	株主資本	6,965
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,965
	その他利益剰余金	5,965
	（うち当期純損失）	(397)
	合計	11,642

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千八百四十二万七千円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十四日
京都市左京区下鴨北園町二〇番地三
バーベナコーポレーション株式会社
代表取締役　檜山かおる

第47期決算公告

令和８年10月14日
山梨県甲府市大津町1088番７
スタンデックスエレクトロニクスジャパン株式会社
代表取締役　ラルフ・マイヤー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,888,799
	固定資産	11,356,151
	資産合計	16,244,950
負純資産の債及び部	流動負債	2,940,707
	固定負債	1,076,896
	株主資本	12,227,347
	資本金	200,000
	利益剰余金	12,027,347
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	11,977,347
	（うち当期純利益）	(2,674,559)
	負債・純資産合計	16,244,950

第51期決算公告

令和８年10月14日
東京都羽村市羽加美二丁目６番39号
株式会社シスプロ
代表取締役　外山　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	127,888
	固定資産	12,980
	合計	140,869
負純資産の債及び部	流動負債	22,456
	固定負債	124,223
	株主資本	△5,810
	資本金	30,000
	利益剰余金	△35,810
	その他利益剰余金	△35,810
	（うち当期純利益）	(34,952)
	合計	140,869

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十四日
東京都羽村市羽加美二丁目六番三九号
株式会社シスプロ
代表取締役　外山　淳

第２期決算公告

令和８年10月14日
愛知県蒲郡市大塚町丸山127―２
株式会社ミスコンシャスホールディングス
代表取締役　小山　絵実

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1
	固定資産	474,361
	繰延資産	400
	合計	474,762
負純資産の債及び部	流動負債	71
	固定負債	626
	株主資本	474,064
	資本金	2,000
	資本剰余金	472,361
	その他資本剰余金	472,361
	利益剰余金	△296
	その他利益剰余金	△296
	（うち当期純損失）	(291)
	合計	474,762

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九万株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月十四日
東京都大田区蒲田五丁目一八番八号蒲田アルコーブ四Ｆ
（甲）株式会社ＤＤ
代表取締役　安田　吉雄
東京都目黒区目黒本町二丁目一七番三号サンライズ目黒一〇三
（乙）株式会社Ｉ．Ｆ　Ｂｏｘ
代表取締役　鈴木　佳澄

令和８年10月14日
東京都大田区蒲田五丁目18番８号
蒲田アルコーブ４Ｆ
株式会社ＤＤ
代表取締役　安田　吉雄

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	201,054
	固定資産	85,227
	資産合計	286,282
負純資産の債及び部	流動負債	268,738
	株主資本	17,543
	資本金	9,000
	利益剰余金	8,543
	その他利益剰余金	8,543
	（うち当期純利益）	(21,653)
	負債・純資産合計	286,282

令和８年10月14日
東京都目黒区目黒本町二丁目17番３号
サンライズ目黒103
株式会社Ｉ．Ｆ　Ｂｏｘ
代表取締役　鈴木　佳澄

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	73,050
	固定資産	29,354
	繰延資産	492
	資産合計	102,896
負純資産の債及び部	流動負債	73,835
	株主資本	29,060
	資本金	2,000
	利益剰余金	27,060
	その他利益剰余金	27,060
	（うち当期純利益）	(9,246)
	負債・純資産合計	102,896

第10期決算公告

令和８年10月14日
東京都新宿区市谷本村町２番10号
ストリーム市ヶ谷902号
株式会社デバイスタイル
代表取締役　日高　寛彰

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	91,282
	固定資産	138,188
	合計	229,471
負債及び純資産の部	流動負債	99,190
	固定負債	—
	株主資本	130,280
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,280
	その他利益剰余金	120,280
	（うち当期純利益）	(23,115)
	合計	229,471

第66期決算公告

令和８年10月14日
東京都新宿区市谷本村町２番10号
ストリーム市ヶ谷902号
株式会社デバイスタイルマーケティング
代表取締役　日高　寛彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	239,388
	固定資産	55,430
	合計	294,818
負債及び純資産の部	流動負債	69,777
	株主資本	225,041
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,409
	資本準備金	12,500
	その他資本剰余金	17,909
	利益剰余金	144,631
	その他利益剰余金	144,631
	（うち当期純利益）	(18,563)
	合計	294,818

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十四日
東京都新宿区市谷本村町二番一〇号ストリーム市ヶ谷九〇二号
（甲）株式会社デバイスタイルマーケティング
代表取締役　日高　寛彰
東京都新宿区市谷本村町二番一〇号ストリーム市ヶ谷九〇二号
（乙）株式会社デバイスタイル
代表取締役　日高　寛彰

第５期決算公告

令和８年10月14日
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根２番地
株式会社ＡＧＮ
代表取締役　粟國　太一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,750,347
	固定資産	46,930,654
	資産合計	96,681,001
負債及び純資産の部	流動負債	42,407,752
	固定負債	54,545,000
	株主資本	△271,751
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△5,271,751
	繰越利益剰余金	△5,271,751
	（うち当期純損失）	(3,159,087)
	負債・純資産合計	96,681,001

第37期決算公告

令和８年10月14日
沖縄県宮古島市平良字下里812番地
株式会社はまもと
代表取締役　濱元　美和

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	431,979,053
	固定資産	312,419,115
	資産合計	744,398,168
負債及び純資産の部	流動負債	132,999,765
	固定負債	414,702,046
	株主資本	196,696,357
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	191,696,357
	繰越利益剰余金	191,696,357
	（うち当期純利益）	(17,692,168)
	負債・純資産合計	744,398,168

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十一月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表は次のとおりです。
令和八年十月十四日
沖縄県宮古島市平良字下里八一二番地
（甲）株式会社はまもと
代表取締役　濱元　美和
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根二番地
（乙）株式会社ＡＧＮ
代表取締役　粟國　太一

第３期決算公告

令和８年10月14日
新潟県魚沼市井口新田153番地
ＧＣＪＩ７株式会社
代表取締役　葛城　　淳

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,710
	固定資産	146,335
	資産合計	170,045
負債及び純資産の部	流動負債	2,359
	固定負債	163,855
	株主資本	3,831
	資本金	2,550
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△ 1,218
	その他利益剰余金	△ 1,218
	（うち当期純利益）	(505)
	負債・純資産合計	170,045

第１期決算公告

令和８年10月14日
新潟県魚沼市井口新田153番地
株式会社ファイブＫ
代表取締役　葛城　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,288
	固定資産	413,200
	資産合計	422,488
負債及び純資産の部	流動負債	94
	固定負債	325,000
	株主資本	△ 2,606
	資本金	700
	利益剰余金	△ 3,306
	その他利益剰余金	△ 3,306
	（うち当期純損失）	(3,306)
	新株予約権	100,000
	負債・純資産合計	422,488

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十四日
新潟県魚沼市井口新田一五三番地
（甲）株式会社ファイブＫ
代表取締役　葛城　　淳
新潟県魚沼市井口新田一五三番地
（乙）ＧＣＪＩ７株式会社
代表取締役　葛城　　淳

第11期決算公告

令和８年10月14日
福岡市中央区今泉一丁目20番２号
天神ＭＥＮＴビル４階
株式会社フロイデール
代表取締役　舩田　　愛

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,098
	固定資産	33,238
	資産合計	61,337
負債及び純資産の部	流動負債	26,669
	固定負債	24,424
	株主資本	10,243
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,243
	その他利益剰余金	5,243
	（うち当期純利益）	(8,299)
	負債・純資産合計	61,337

第７期決算公告

令和８年10月14日
北九州市小倉北区浅野二丁目18番15号
ＭＯビル503号室
株式会社あいふろいで
代表取締役　舩田　　愛

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	51,674
	固定資産	4,177
	繰延資産	81
	資産合計	55,933
負債及び純資産の部	流動負債	14,215
	固定負債	23,619
	株主資本	18,099
	資本金	19,000
	利益剰余金	△900
	その他利益剰余金	△900
	（うち当期純利益）	(60)
	負債・純資産合計	55,933

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十四日
北九州市小倉北区浅野二丁目一八番一五号ＭＯビル五〇三号室
（甲）株式会社あいふろいで
代表取締役　舩田　　愛
福岡市中央区今泉一丁目二〇番二号天神ＭＥＮＴビル四階
（乙）株式会社フロイデール
代表取締役　舩田　　愛

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

福岡県築上郡吉富町大字土屋259番地６

株式会社スマイルカンパニータケ

代表取締役　武吉　竜盟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,393
	固定資産	3,829
	資産合計	29,223
負純資産の債及び部	流動負債	8,533
	固定負債	12,150
	株主資本	8,540
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,540
	その他利益剰余金	7,540
	（うち当期純利益）	(3,027)
	負債・純資産合計	29,223

第 42 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

福岡県築上郡吉富町大字別府620番地１

ナカソネ住設株式会社

代表取締役　仲宗根大祐

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	782,981
	固定資産	317,401
	資産合計	1,100,382
負純資産の債及び部	流動負債	535,611
	固定負債	7,000
	株主資本	557,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	547,771
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	544,271
	（うち当期純利益）	(71,674)
	負債・純資産合計	1,100,382

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は、本公告と併せて掲載しております。

令和八年十月十四日

福岡県築上郡吉富町大字別府六二〇番地一　（甲）ナカソネ住設株式会社　代表取締役　仲宗根大祐

福岡県築上郡吉富町大字土屋二五九番地六　（乙）株式会社スマイルカンパニータケ　代表取締役　武吉　竜盟

第 20 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

東京都渋谷区南平台町16番11号

ＭＦＰＲ渋谷南平台ビル

株式会社ソリッドコーポレーション

代表取締役　辻　　秀樹

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	180,247
	固定資産	730
	資産合計	180,977
負純資産の債及び部	流動負債	129,149
	株主資本	51,828
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,828
	その他利益剰余金	41,828
	（うち当期純利益）	(1,180)
	負債・純資産合計	180,977

第 27 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

東京都渋谷区南平台町16番11号

株式会社日本総合コミュニティー

代表取締役　上原　寿聡

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	352,436
	固定資産	51,072
	資産合計	403,508
負純資産の債及び部	流動負債	284,735
	固定負債	136
	株主資本	118,637
	資本金	30,000
	利益剰余金	88,637
	その他利益剰余金	88,637
	（うち当期純利益）	(34,322)
	負債・純資産合計	403,508

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日

東京都渋谷区南平台町一六番一一号　（甲）株式会社日本総合コミュニティー　代表取締役　上原　寿聡

東京都渋谷区南平台町一六番一一号ＭＦＰＲ渋谷南平台ビル　（乙）株式会社ソリッドコーポレーション　代表取締役　辻　秀樹

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

石川県金沢市金石東二丁目13番14号

株式会社ＦＢマネジメント

代表取締役　森岡　篤弘

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,034
	固定資産	—
	合計	15,034
負純資産の債及び部	流動負債	2,239
	固定負債	30,044
	株主資本	△17,249
	資本金	1,000
	利益剰余金	△18,249
	その他利益剰余金	△18,249
	（うち当期純損失）	(7,057)
	合計	15,034

第 38 期決算公告　令和８年10月14日

石川県金沢市金石東二丁目13番12号

株式会社森岡インターナショナル

代表取締役　森岡　　綾

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	375,721
	固定資産	5,540,641
	合計	5,916,362
負純資産の債及び部	流動負債	5,985
	固定負債	2,757,325
	株主資本	3,153,051
	資本金	12,000
	資本剰余金	1,128,155
	資本準備金	825,618
	その他資本剰余金	302,536
	利益剰余金	2,012,896
	その他利益剰余金	2,012,896
	（うち当期純利益）	(18,369)
	合計	5,916,362

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日

石川県金沢市金石東二丁目一三番一二号　（甲）株式会社森岡インターナショナル　代表取締役　森岡　　綾

石川県金沢市金石東二丁目一三番一四号　（乙）株式会社ＦＢマネジメント　代表取締役　森岡　篤弘

第 22 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

長崎県南島原市南有馬町戊172番地２

株式会社大丸建設

代表取締役　江藤　　強

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	183,869
	固定資産	10
	合計	183,879
負純資産の債及び部	流動負債	2,403
	固定負債	37,595
	株主資本	143,880
	資本金	3,000
	利益剰余金	140,880
	その他利益剰余金	140,880
	（うち当期純利益）	(2,500)
	合計	183,879

第 49 期決算公告　令和８年10月14日

長崎県南島原市布津町乙1566番地

株式会社ダイマル

代表取締役　側島　央士

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	496,118
	固定資産	581,822
	資産合計	1,077,940
負純資産の債及び部	流動負債	177,488
	固定負債	92,379
	株主資本	808,073
	資本金	30,500
	資本剰余金	530,751
	資本準備金	8,558
	その他資本剰余金	522,193
	利益剰余金	246,821
	その他利益剰余金	246,821
	（うち当期純利益）	(11,652)
	負債・純資産合計	1,077,940

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日

長崎県南島原市布津町乙一五六六番地　（甲）株式会社ダイマル　代表取締役　側島　央士

長崎県南島原市南有馬町戊一七二番地二　（乙）株式会社大丸建設　代表取締役　江藤　　強

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少し０円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十四日

福岡県古賀市日吉二丁目一六番七号
株式会社リックホールディングス
代表取締役　林リヨウ子

第26期決算公告

令和８年10月14日
福岡県古賀市日吉２丁目16番７号
株式会社リックホールディングス
代表取締役　林リヨウ子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19
	固定資産	588
	合計	608
負債及び純資産の部	流動負債	11
	固定負債	473
	株主資本	123
	資本金	3
	利益剰余金	120
	その他利益剰余金	120
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	608

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十四日

福井県勝山市昭和町三丁目二番五八号
株式会社サンエ
代表取締役　大石橋広治

第42期決算公告

令和８年10月14日
福井県勝山市昭和町三丁目２番58号
株式会社サンエ
代表取締役　大石橋広治

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,176
	固定資産	2,288
	合計	6,465
負債及び純資産の部	流動負債	4,176
	固定負債	6,401
	株主資本	△4,112
	資本金	20,000
	利益剰余金	△24,112
	（うち当期純損失）	(5,738)
	合計	6,465

第21期決算公告

令和８年６月17日
沖縄県名護市字豊原181番地
美らヒルズ・マネジメント株式会社
代表取締役　安藤　敏行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,269
	固定資産	3,497
	資産合計	4,766
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	4,586
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,810
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	2,310
	利益剰余金	△10,224
	その他利益剰余金	△10,224
	（うち当期純損失）	(373)
	負債・純資産合計	4,766

第２期決算公告

令和８年９月14日
京都市左京区下鴨北園町88番地７
一般社団法人
子どもと育ちのコホート研究・実践協会
代表理事　加藤　正晴

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	3,899,399
	固定資産	1,445
	繰延資産	123,400
	合計	4,024,244
負債及び純資産の部	流動負債	758,383
	固定負債	—
	負債合計	758,383
	基金	320,000
	指定正味財産	—
	一般正味財産	2,945,861
	正味財産合計	3,265,861
	合計	4,024,244

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十四日

東京都世田谷区桜新町二丁目一番一一号
ヴェリテ桜新町三〇二
（甲）城西コーポレーション株式会社
代表取締役　伊藤　暁信

神奈川県秦野市堀西三六四番地の一
（乙）東京スチール株式会社
代表取締役　松岡志貴子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三千三百四十五万二千五百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十四日

東京都世田谷区桜新町二丁目一番一一号
ヴェリテ桜新町三〇二
城西コーポレーション株式会社
代表取締役　伊藤　暁信

第10期決算公告

令和８年８月17日
札幌市中央区大通西８丁目１－８
Ｆ－60　３Ｆ
株式会社ＭＩＥＲＵＮＥ
代表取締役　桐本　靖規

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	210,227
	固定資産	102,838
	合計	313,066
負債及び純資産の部	流動負債	48,883
	固定負債	147,217
	株主資本	116,966
	資本金	13,000
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	102,466
	その他利益剰余金	102,466
	（うち当期純利益）	(14,427)
	合計	313,066

第57期決算公告

令和８年10月14日
神奈川県秦野市堀西364番地の１
東京スチール株式会社
代表取締役　松岡志貴子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,084
	固定資産	343,452
	合計	351,537
負債及び純資産の部	流動負債	100
	株主資本	351,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	341,437
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	338,937
	（うち当期純損失）	(1,380)
	合計	351,537

第24期決算公告

令和８年10月14日
東京都世田谷区桜新町二丁目１番11号
ヴェリテ桜新町302
城西コーポレーション株式会社
代表取締役　伊藤　暁信

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	201,136
	固定資産	11
	合計	201,147
負債及び純資産の部	流動負債	292
	株主資本	200,854
	資本金	10,000
	資本剰余金	333,452
	資本準備金	333,452
	利益剰余金	△142,598
	その他利益剰余金	△142,598
	（うち当期純利益）	(6,550)
	合計	201,147

第９期決算公告

令和８年10月14日
京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
栖峰投資ワークス株式会社
代表取締役　関　兵馬

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	99,469
	固定資産	8,465
	合計	107,934
負債及び純資産の部	流動負債	10,358
	株主資本	97,575
	資本金	55,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	37,575
	その他利益剰余金	37,575
	（うち当期純利益）	(2,494)
	合計	107,934

第33期決算公告

令和８年10月14日

静岡県牧之原市大寄542番地１

静岡ローストシステム株式会社

代表取締役　廣田　公雄

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	673,306
	固定資産	1,469,174
	合計	2,142,481
負債及び純資産の部	流動負債	818,319
	賞与引当金	21,420
	固定負債	1,681
	負債の部合計	820,000
	株主資本	1,314,288
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,304,288
	その他利益剰余金	1,304,288
	（うち当期純利益）	(218,532)
	評価・換算差額等	8,192
	その他有価証券評価差額金	8,192
	純資産の部合計	1,322,480
	合計	2,142,481

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年九月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十四日

静岡県牧之原市大寄五四二番地一
（甲）静岡ローストシステム株式会社
代表取締役　廣田　公雄

静岡県牧之原市大寄五四二番地一
マルサン萩間茶株式会社
代表取締役　廣田　公雄

第46期決算公告

令和８年10月14日

静岡県牧之原市大寄542番地４

マルサン萩間茶株式会社

代表取締役　廣田　公雄

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,273
	固定資産	258,093
	合計	287,366
負債及び純資産の部	流動負債	193,975
	賞与引当金	708
	株主資本	93,391
	資本金	3,000
	利益剰余金	90,391
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	90,191
	（うち当期純損失）	(7,306)
	合計	287,366

第65期決算公告

令和８年８月28日

北海道旭川市永山北３条７丁目２番地

株式会社表鉄工所

代表取締役　表　雄仁

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,088,808
	固定資産	852,037
	繰延資産	2,629
	資産合計	1,943,475
負債及び純資産の部	流動負債	230,956
	固定負債	166,991
	株主資本	1,545,528
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,473,264
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,453,264
	（うち当期純損失）	(3,739)
	自己株式	△7,736
	負債・純資産合計	1,943,475

第50期決算公告

令和８年10月14日

岩手県盛岡市愛宕町11番22号

株式会社鈴木測量設計

代表取締役　鈴木　史章

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	712,773
	固定資産	127,947
	合計	840,720
負債及び純資産の部	流動負債	47,566
	固定負債	508,097
	株主資本	285,057
	資本金	10,000
	利益剰余金	275,057
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	270,057
	当期純損失	38,238
	合計	840,720

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十四日

北九州市八幡西区陣の原四丁目一八番三号
（甲）西日本金属検査株式会社
代表取締役　岸野　竹流

北九州市八幡西区陣原四丁目一八番三号
（乙）アキラ・ホールディングス株式会社
代表取締役　岸野　竹流

北九州市八幡西区陣原四丁目一八番三号
（丙）有限会社フィールド・コーポレーション
代表取締役　岸野　竹流

第64期決算公告

令和８年９月28日

愛知県知多郡武豊町大字冨貴字黒山１番地９

ニッタイ工業株式会社

代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,657,215
	固定資産	2,496,311
	資産合計	5,153,527
負債及び純資産の部	流動負債	1,241,911
	（うち賞与引当金）	(71,544)
	（うち社会保険引当金）	(10,731)
	固定負債	224,108
	（うち役員退職引当金）	(20,000)
	負債合計	1,466,020
	株主資本	3,687,507
	資本金	90,000
	資本剰余金	367,996
	資本準備金	37,505
	その他資本剰余金	330,490
	利益剰余金	3,229,511
	利益準備金	62,500
	その他利益剰余金	3,167,011
	（うち当期純利益）	(53,177)
	純資産合計	3,687,507
	負債・純資産合計	5,153,527

第13期決算公告

令和８年10月14日

北九州市八幡西区陣原四丁目18番３号

アキラ・ホールディングス株式会社

代表取締役　岸野　竹流

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	79,022
	固定資産	285,536
	合計	364,559
負債及び純資産の部	流動負債	370
	固定負債	223,967
	株主資本	140,221
	資本金	1,000
	利益剰余金	139,221
	繰越利益剰余金	139,221
	（うち当期純損失）	(195)
	合計	364,559

第51期決算公告

令和８年10月14日

北九州市八幡西区陣の原四丁目18番３号

西日本金属検査株式会社

代表取締役　岸野　竹流

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	767,218
	固定資産	6,649,203
	繰延資産	4,644
	合計	7,421,066
負債及び純資産の部	流動負債	384,585
	固定負債	6,461,836
	株主資本	574,644
	資本金	40,000
	利益剰余金	536,144
	利益準備金	10,000
	繰越利益剰余金	526,144
	（うち当期純利益）	(73,361)
	自己株式	△1,500
	合計	7,421,066